

熊本県公報

号外 第68号
平成18年1月16日(月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 規 則**
- 熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税 務 課) 1
 - 熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則……………(") 37
- 訓 令**
- 熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令……………(税 務 課) 49
- 告 示**
- 熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱……………(税 務 課) 82

規 則

熊本県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成18年1月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第85号

熊本県税条例施行規則(昭和30年熊本県規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「別記第2号様式」の次に「及び別記第2号の2様式」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(電子申告等)

第2条の2 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)

第3条第1項及び熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成16年熊本県条例第64号)第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して県税の申告及び届出(次項において「申告等」という。)を行う者は、知事が別に指定する電子計算機に備えられたファイルに記録することにより行わなければならない。

2 前項の規定による申告等について必要な事項は、別に定める。

第7条第3項中「(申告書の提出期限後に提出された申告書に係るものを除く。)」及び「により、申告書が提出期限後に提出された場合の不申告加算金の決定の通知書の様式は別記第14号の2の4様式」を削り、同条第4項中「ゴルフ場利用税」を「条例第68条第1項第1号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税」に改め、「別記第14号の2様式」の次に「により、同項第2号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の更正又は決定及び過小申告加算金、不申告加算金又は重加算金の決定の通知書の様式は、別記第14号の2の2様式」を加える。

第15条の見出し中「過誤納金還付通知書」を「過誤納金還付等通知書」に改め、同条中「還付する」を「還付又は充当する」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

別記第1号の2様式を次のように改める。
別記第1号の2様式（第2条関係）

<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">熊本</td> <td style="width:10%; text-align: center;">県</td> <td style="width:10%; text-align: center;">口</td> <td style="width:10%; text-align: center;">座</td> <td style="width:10%; text-align: center;">番</td> <td style="width:10%; text-align: center;">号</td> <td style="width:10%; text-align: center;">入</td> <td style="width:10%; text-align: center;">者</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">領収証書</td> <td style="text-align: center;">県税</td> </tr> </table>	熊本	県	口	座	番	号	入	者	領収証書							県税	<p>〒 住所</p> <p>氏名 名称</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">登録番号</td> <td style="width:10%;">レイアウトID</td> <td style="width:10%;">収支システム</td> <td style="width:10%;">納税者番号</td> <td style="width:10%;">税目</td> <td style="width:10%;">消込枝番(◆)</td> <td style="width:10%;">申告日/課定日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>課定年度</td> <td>期</td> <td>別</td> <td>課税区分</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">本 税</td> <td style="width:10%;">延滞金</td> <td style="width:10%;">不申告加算金</td> <td style="width:10%;">過少申告加算金</td> <td style="width:10%;">重加算金</td> <td style="width:10%;">合 計</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記金額は、領収済であるから通知します。</p>	登録番号	レイアウトID	収支システム	納税者番号	税目	消込枝番(◆)	申告日/課定日								課定年度	期	別	課税区分											本 税	延滞金	不申告加算金	過少申告加算金	重加算金	合 計						
熊本	県	口	座	番	号	入	者																																																		
領収証書							県税																																																		
登録番号	レイアウトID	収支システム	納税者番号	税目	消込枝番(◆)	申告日/課定日																																																			
課定年度	期	別	課税区分																																																						
本 税	延滞金	不申告加算金	過少申告加算金	重加算金	合 計																																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">熊本</td> <td style="width:10%; text-align: center;">県</td> <td style="width:10%; text-align: center;">口</td> <td style="width:10%; text-align: center;">座</td> <td style="width:10%; text-align: center;">番</td> <td style="width:10%; text-align: center;">号</td> <td style="width:10%; text-align: center;">入</td> <td style="width:10%; text-align: center;">者</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">納付書</td> <td style="text-align: center;">県税</td> </tr> </table>	熊本	県	口	座	番	号	入	者	納付書							県税	<p>〒 住所</p> <p>氏名 名称</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">登録番号</td> <td style="width:10%;">レイアウトID</td> <td style="width:10%;">収支システム</td> <td style="width:10%;">納税者番号</td> <td style="width:10%;">税目</td> <td style="width:10%;">消込枝番(◆)</td> <td style="width:10%;">申告日/課定日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>課定年度</td> <td>期</td> <td>別</td> <td>課税区分</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">本 税</td> <td style="width:10%;">延滞金</td> <td style="width:10%;">不申告加算金</td> <td style="width:10%;">過少申告加算金</td> <td style="width:10%;">重加算金</td> <td style="width:10%;">合 計</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">振替納付に使用する欄 金融機関又は郵便局保管</p>	登録番号	レイアウトID	収支システム	納税者番号	税目	消込枝番(◆)	申告日/課定日								課定年度	期	別	課税区分											本 税	延滞金	不申告加算金	過少申告加算金	重加算金	合 計						
熊本	県	口	座	番	号	入	者																																																		
納付書							県税																																																		
登録番号	レイアウトID	収支システム	納税者番号	税目	消込枝番(◆)	申告日/課定日																																																			
課定年度	期	別	課税区分																																																						
本 税	延滞金	不申告加算金	過少申告加算金	重加算金	合 計																																																				
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%; text-align: center;">熊本</td> <td style="width:10%; text-align: center;">県</td> <td style="width:10%; text-align: center;">口</td> <td style="width:10%; text-align: center;">座</td> <td style="width:10%; text-align: center;">番</td> <td style="width:10%; text-align: center;">号</td> <td style="width:10%; text-align: center;">入</td> <td style="width:10%; text-align: center;">者</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">領収証書</td> <td style="text-align: center;">県税</td> </tr> </table>	熊本	県	口	座	番	号	入	者	領収証書							県税	<p>〒 住所</p> <p>氏名 名称</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">登録番号</td> <td style="width:10%;">レイアウトID</td> <td style="width:10%;">収支システム</td> <td style="width:10%;">納税者番号</td> <td style="width:10%;">税目</td> <td style="width:10%;">消込枝番(◆)</td> <td style="width:10%;">申告日/課定日</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>課定年度</td> <td>期</td> <td>別</td> <td>課税区分</td> <td colspan="3"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;">本 税</td> <td style="width:10%;">延滞金</td> <td style="width:10%;">不申告加算金</td> <td style="width:10%;">過少申告加算金</td> <td style="width:10%;">重加算金</td> <td style="width:10%;">合 計</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">上記の金額を領収しました。</p>	登録番号	レイアウトID	収支システム	納税者番号	税目	消込枝番(◆)	申告日/課定日								課定年度	期	別	課税区分											本 税	延滞金	不申告加算金	過少申告加算金	重加算金	合 計						
熊本	県	口	座	番	号	入	者																																																		
領収証書							県税																																																		
登録番号	レイアウトID	収支システム	納税者番号	税目	消込枝番(◆)	申告日/課定日																																																			
課定年度	期	別	課税区分																																																						
本 税	延滞金	不申告加算金	過少申告加算金	重加算金	合 計																																																				

領収日付印

取のまごめ局

〒 () 局

領収日付印

振替納付に使用する欄

私出口座番号

私出請求人印

金融機関又は郵便局保管

領収日付印

別記第1号の3様式を次のように改める。
別記第1号の3様式(第2条関係)

熊本県 43000	納付書兼領収済通知書 (公)		熊本県 領収証書 (公)
口座番号	加入者名	加入者名	加入者名
収支区分	システム	納税者番号	口座番号
調定年度	期別	課税区分	氏名
			様
			税目
			期別
			区分
			税額
			延滞金
			合計額
			領収日付印
			納税者交付用
			上記の金額を領収しました。

熊本県 43000	納付書 (金融機関控) (公)		熊本県 領収証書 (公)
加入者名	住所・氏名	加入者名	加入者名
口座番号	住所・氏名	納税者番号	口座番号
年度	期別	課税区分	氏名
税目	年度	期別	様
調定年度	年度	期別	税目
課税区分	年度	期別	期別
税額	年度	期別	区分
延滞金	年度	期別	税額
合計額	年度	期別	延滞金
			合計額
			領収日付印
			金融機関又は郵便局保管

熊本県 43000	納付書兼領収済通知書 (公)		熊本県 領収証書 (公)
口座番号	加入者名	加入者名	加入者名
収支区分	システム	納税者番号	口座番号
調定年度	期別	課税区分	氏名
			様
			税目
			期別
			区分
			税額
			延滞金
			合計額
			領収日付印
			納税者交付用
			上記の金額を領収しました。

熊本県 43000	納付書兼領収済通知書 (公)		熊本県 領収証書 (公)
加入者名	住所・氏名	加入者名	加入者名
口座番号	住所・氏名	納税者番号	口座番号
年度	期別	課税区分	氏名
税目	年度	期別	様
調定年度	年度	期別	税目
課税区分	年度	期別	期別
税額	年度	期別	区分
延滞金	年度	期別	税額
合計額	年度	期別	延滞金
			合計額
			領収日付印
			金融機関又は郵便局保管

熊本県 43000	納付書兼領収済通知書 (公)		熊本県 領収証書 (公)
加入者名	住所・氏名	加入者名	加入者名
口座番号	住所・氏名	納税者番号	口座番号
年度	期別	課税区分	氏名
税目	年度	期別	様
調定年度	年度	期別	税目
課税区分	年度	期別	期別
税額	年度	期別	区分
延滞金	年度	期別	税額
合計額	年度	期別	延滞金
			合計額
			領収日付印
			金融機関又は郵便局保管

住所・氏名
様
右記の金額は、領収済であるから通知しま
す。
熊本県出納長 様
()
取りまとめ局
〒

別記第1号の5様式を次のように改める。
別記第1号の5様式（第2条関係）

個人事業税2期分納付書

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長

	所得分	納税者番号	
税 率	課 税 標 準 額		年 税 額
%	円		円
%	円		円
%	円		円
計	円		円
区 分	納 付 税 額		納 期 限
第 2 期 分	円		

個人事業税の定期第2期分の税額は、上記のとおりですので納期限までに納付してください。

別記第1号の6様式及び別記第1号の7様式を次のように改める。
別記第1号の6様式及び別記第1号の7様式 削除

別記第2号様式を次のように改める。
別記第2号様式（第2条関係）

熊本県 43000	納入（付）書兼領収済通知書 (公)																
口座番号	加入者名	納税者番号	消込技番(◆)	申告日/調定日													
収支区分	システム	課税区分															
調定年度	期別																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">税額</td> <td style="width: 20%;">延滞金</td> <td style="width: 20%;">合計額</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>.....円</td> <td>.....円</td> <td>.....円</td> <td>.....円</td> </tr> </table>										税額	延滞金	合計額	円円円円
税額	延滞金	合計額															
.....円円円円														
住所・氏名様 (第 号承認)					領収日付印												
上記の金額は、領収済であるから通知します。 熊本県出納長 様 (取りまとめ局 千																	

熊本県 43000	納入（付）書 (金融機関控) (公)								
加入者名 口座番号	住所・氏名			税目					
					税額	延滞金	合計額		
				円円円円	
					領収日付印				
					金融機関又は郵便局保管				

熊本県 領収証書 (公)									
加入者名 口座番号	氏名			税目					
					税額	延滞金	合計額		
				円円円円	
					領収日付印				
					上記の金額を領収しました。				

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。
別記第2号の2様式(第2条関係)

ゴルフ場利用税領収書

納税者 熊本	納税者 熊本	納税者 熊本
〒住所	〒住所	〒住所
氏名称	氏名称	氏名称
レイトID 収支システム	レイトID 収支システム	レイトID 収支システム
納税者番号	納税者番号	納税者番号
税目 08	税目 08	税目 08
期別	期別	期別
測定年度	測定年度	測定年度
申告区分	申告区分	申告区分
実績年月	実績年月	実績年月
年 月 分	年 月 分	年 月 分
ゴルフ場名	ゴルフ場名	ゴルフ場名
本 税	本 税	本 税
延滞金	延滞金	延滞金
合 計	合 計	合 計

ゴルフ場利用税納入(付)書

納税者 熊本	納税者 熊本	納税者 熊本
〒住所	〒住所	〒住所
氏名称	氏名称	氏名称
レイトID 収支システム	レイトID 収支システム	レイトID 収支システム
納税者番号	納税者番号	納税者番号
税目 08	税目 08	税目 08
期別	期別	期別
測定年度	測定年度	測定年度
申告区分	申告区分	申告区分
実績年月	実績年月	実績年月
年 月 分	年 月 分	年 月 分
ゴルフ場名	ゴルフ場名	ゴルフ場名
本 税	本 税	本 税
延滞金	延滞金	延滞金
合 計	合 計	合 計

ゴルフ場利用税領収済通知書

納税者 熊本	納税者 熊本	納税者 熊本
〒住所	〒住所	〒住所
氏名称	氏名称	氏名称
レイトID 収支システム	レイトID 収支システム	レイトID 収支システム
納税者番号	納税者番号	納税者番号
税目 08	税目 08	税目 08
期別	期別	期別
測定年度	測定年度	測定年度
申告区分	申告区分	申告区分
実績年月	実績年月	実績年月
年 月 分	年 月 分	年 月 分
ゴルフ場名	ゴルフ場名	ゴルフ場名
本 税	本 税	本 税
延滞金	延滞金	延滞金
合 計	合 計	合 計

上記の金額は、領収済であるから通知します。

納期限	年 月 日	領収日付印
所管		
上記の金額を領収しました。		
※領注意 ○この納付書は、3枚1組の様式となって おりますので、切り離さずに出してください。 さい。		
(第 号承認)		

納期限	年 月 日	領収日付印
所管		
金融機関又は郵便局保管 (第 号承認)		

納期限	年 月 日	領収日付印
所管		
指定金融機関印 取りまどめ局 受付局(店)領収印		
(第 号承認)		

別記第3号様式を次のように改める。
別記第3号様式（第2条関係）

(表)

個人事業税納税通知書

様

	所得分	納税者番号
税 率	課 税 標 準 額	
%		円
%		円
%		円
年 税 額		円
区 分		
納 付 税 額	円	円
納 期 限		

右記を参照のうえ、納付書により納付してください。

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長 印

課税の根拠などについて

- ・ 課税の根拠 地方税法第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10、熊本県税条例第39条、第40条、第41条
- ・ この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（2通）は、知事あてにして、当地域振興局（県税事務所）を経由して提出してください。
- ・ この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

- ・ 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ・ 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

別記第3号の2様式を次のように改める。
別記第3号の2様式（第2条関係）

個人事業税納税通知書 (口座振替用)

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

次のとおり納付してください。

	所得分	納税者番号	
税 率	課 税 標 準 額		年 税 額
%	円		円
%	円		円
%	円		円
計	円		円
区 分			
納 付 税 額	円		円
納 期 限			
口座振替金融機関名			

- ・ この税金は、あなたが依頼された上記金融機関の預金口座から自動的に納付されますので預金残高をお確かめください。
- ・ 領収証書は、それぞれの金融機関から送付されます。

- 課税の根拠 地方税法第72条の2、第72条の49の8、第72条の49の10、熊本県税条例第39条、第40条、第41条
- 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過するまでの期間はその日数に応じ、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合）、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。
- 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（2通）は知事あてにして、当地域振興局（県税事務所）を経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第3号の3様式を次のように改める。
別記第3号の3様式（第2条関係）

(表)

不動産取得税納税通知書

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

あなたは、下記の不動産を取得されましたので、熊本県税条例第49条の規定により本書のとおり不動産取得税を課税しましたので通知します。
つきましては、裏面を御参照のうえ、納期限までに納付してください。

納税者番号	通知書番号	課税期月	課税区分	課税標準額(円)	税率(%)	課税標準額(円)	税率(%)	税 額 (円)	納 期 限
物件種別	物 件 所 在 地			物件種別	物 件 所 在 地				

※ 控除適用済 (控除の価格

円)

※ 減額適用済 (減額の税額

円)

(裏)

※ 課税の根拠などについて

- ・ この税は、不動産の所有権の取得（売買、贈与、交換、家屋の建築等）に対してかかる流通税です。
- ・ 課税の根拠は地方税法第73条の2、熊本県税条例第49条の規定によって課税したものです。
- ・ 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ・ 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。
- ・ この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(公通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。
この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても提起することができます。
 - (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- ・ その他
 - (1) 住宅や住宅用の土地の取得に対しての課税については、一定の要件を満たしている場合、特例措置(税金が安くなること)の適用を受けることができます。
この特例措置の適用には、当該住宅又は土地の取得に係る不動産取得税の納期限後60日を経過する日までに申告が必要です。(ただし、既に特例適用申告書を提出されているときは、軽減後の税額です。)
 - (2) 贈与により、農地等を取得した場合の不動産取得税の徴収猶予を受けようとするときは、その取得の日の属する年の翌年の3月15日又は不動産取得税の納期限のいずれか早い日までに申請してください。

別記第3号の6様式を次のように改める。
別記第3号の6様式（第2条関係）

(表)

鉾区税納税通知書

様 課税の根拠などについて

調定年度	課税年度	納税者番号	登録番号		
課税区分	課税標準 (7-ル)	税率 (円)	月数	年税額 (円)	
			納期限		

右記を参照のうえ、上記のとおり納付してください。

年 月 日

熊本県熊本県税事務所長 印

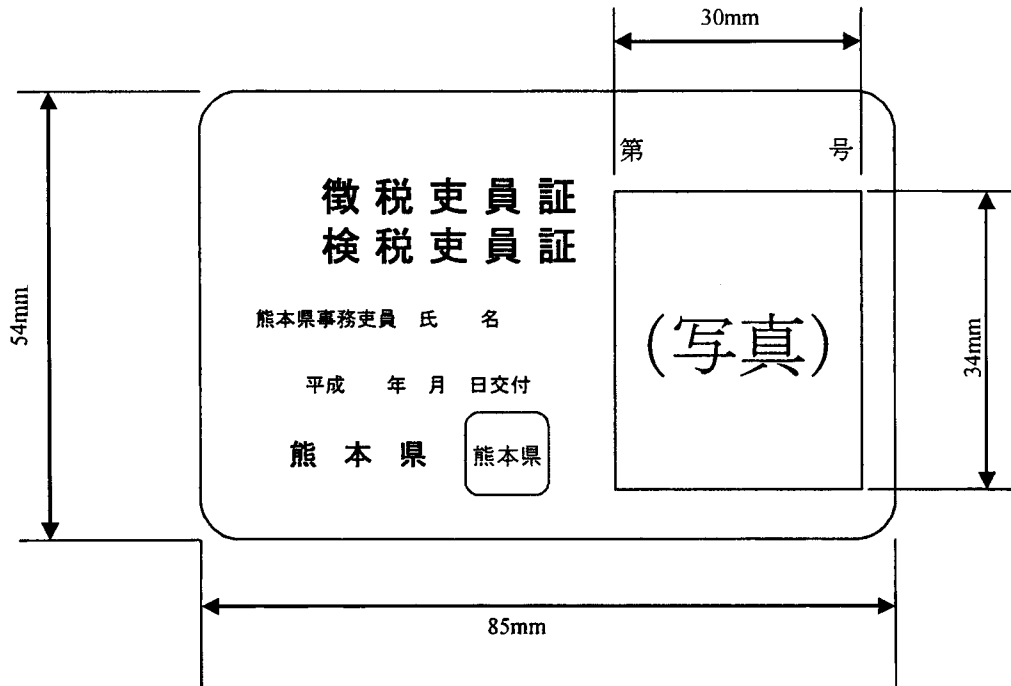
- ・ 課税の根拠
地方税法第178条、第180条、第195条
熊本県税条例第110条、第111条
- ・ この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書（2通）は、知事あてにして、当県税事務所を経由して提出してください。
- ・ この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

(裏)

- ・ 納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間はその日数に応じ、年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合)、その期間経過後はその日数に応じ、年14.6%の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。ただし、100円未満の端数又はその全額が1,000円未満である場合は、その端数金額又はその全額を切り捨てます。
- ・ 納期限までに納付されないために督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

別記第8号様式を次のように改める。
別記第8号様式（第5条関係）

(表)



(裏)

- 1 この証票は、地方税法の規定に基づいて次の職務を行う者であることを証明するものであり、その職務を行うときは必ず携帯し、関係人の請求があったときは、呈示しなければならない。
 - (1) 県税その他の徴収金の賦課徴収に関する調査のための質問及び検査
 - (2) 県税その他の徴収金の滞納処分のための質問、検査及び搜索並びに財産の差押
 - (3) 県税に関する犯則事件の調査のための質問、検査、領置、臨検、搜索及び差押
- 2 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 徴税吏員でなくなったときは、直ちにこの証票を返還しなければならない。

別記第 13 号様式を次のように改める。
別記第 13 号様式（第 7 条関係）

法人県民税・法人事業税更正・決定通知書

第 号
年 月 日

様

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長

印

地方税法第 5 5 条第 項又は同法第 7 2 条 第 項の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

納税者番号	事業年度(連結事業年度)・計算期間		年 月 日から 年 月 日まで		
法人県民税 (単位:円)					
区 分	今回の更正・決定額		既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	
法人税割	利子割額			利子割額	
	差引法人税割額			差引法人税割額	
均 等 割					
計					
この更正・決定により納付すべき県民税額					
法 人 事 業 税 (単位:円)					
区 分	今回の更正・決定額		既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	
所得割 (特定信託所得割)	年 万円以下の金額				
	年 万円を超え 万 円以下の金額				
	年 万円を超える金額				
	計				
	課税標準額				
付 加 価 値 割					
資 本 割					
収 入 割					
合計事業税額					
加 算 金	過少申告	不申告	重	加算金計	端数処理後の事業税額
指定納期限	年 月 日	この更正・決定により納付すべき事業税及び加算金の合計額			
この更正・決定の基礎					
注 意	1 この不足税額及び加算金については、指定納期限までに納付書により納付してください。 2 不足税額(不足税額に1,000円未満の端数があるとき又は不足税額的全額が2,000円未満であるときは、その端数又はその全額を切り捨てる。)については、申告納付期限(年 月 日)の翌日から納付の日までの期間(ただし、地方税法第56条第3項及び第72条の44第3項の規定による控除期間がある場合は、延滞金の計算期間から除きます。)の日数に応じ年14.6%(申告納付期限の翌日から指定納期限までの期間又は指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3%(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する日における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算した延滞金を加算して納付しなければなりません。				
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第13号の2様式を次のように改める。
別記第13号の2様式（第7条関係）

県 民 税 利 子 割
県 民 税 配 当 割 更 正 ・ 決 定 通 知 書
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割

第 年 月 日 号

特別徴収義務者

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

地方税法の規定により次のとおり更正・決定しましたので通知します。

特別徴収義務者番号	納税者番号	実績年月	年 月	申告書提出期限	年 月 日
本 税	区 分		課税標準額 (円)		税 額 (円)
今回の更正(決定)額		①			
前回までの確定額		②			
差引額 (① - ②)		③			
加 算 金	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)	重加算金(円)	加算金計(円) ④	
申告(更正・決定)日	年 月 日				
指定納期限	年 月 日	納入(付)すべき合計額 (③ + ④)			
更正・決定の根拠					
注 意	この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じて年14.6%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納付してください。				
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。				

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号様式を次のように改める。
別記第14号様式（第7条関係）

県たばこ税更正・決定通知書

第 年 月 日 号

納税義務者

様

熊本県熊本県税事務所長 印

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

納税者番号		指定納期限	年 月 日			
実績年月	内 訳					
本 税 (本)	区 分	更正額、更正額、決定額等		既に納付の確定した額等		差引過不足
		旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品	
	課税標準数量 ①					本 数 (本)
	課税免除本数 ②					旧3級品以外
	返還控除本数 ③					
	差 引 ①-②-③					旧3級品
	税 額 ④					
	課税免除税額 ⑤					税 額 (円)
	返還控除金額 ⑥					⑨=⑦-⑧
	(円) 差 引 ④-⑤-⑥	(旧3級品以外+旧3級) ⑦		(旧3級品以外+旧3級) ⑧		
加算金	⑩ 過少申告加算金 (円)	⑪ 不申告加算金 (円)	⑫ 重加算金 (円)	納付すべき額	(円)	
				⑨+⑩+⑪+⑫		
申告書提出期限			根拠 法令			
申告書提出日						
本 税 (本)	区 分	更正額、更正額、決定額等		既に納付の確定した額等		差引過不足
		旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品	
	課税標準数量 ①					本 数 (本)
	課税免除本数 ②					旧3級品以外
	返還控除本数 ③					
	差 引 ①-②-③					旧3級品
	税 額 ④					
	課税免除税額 ⑤					税 額 (円)
	返還控除金額 ⑥					⑨=⑦-⑧
	(円) 差 引 ④-⑤-⑥	(旧3級品以外+旧3級) ⑦		(旧3級品以外+旧3級) ⑧		
加算金	⑩ 過少申告加算金 (円)	⑪ 不申告加算金 (円)	⑫ 重加算金 (円)	納付すべき額	(円)	
				⑨+⑩+⑪+⑫		
申告書提出期限			根拠 法令			
申告書提出日						
納付すべき合計額	本 税 (円)	過少申告加算金 (円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	計 (円)	
注 意	この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納付書により納付してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じて年14.8%（この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納付してください。					
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当県税事務所を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。					

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第14号の2様式を次のように改める。
別記第14号の2様式（第7条関係）

ゴルフ場利用税 更正・決定通知書

第 年 月 日 号

特別徴収義務者

様

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長

印

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

指定納期限											
実 年 月	納税者番号		運営形態								
	ゴルフ場名称										
	ゴルフ場所在地										
本 税	期間 上段：更正等分 下段：既確定分	区分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足		
			課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	課税標準(人)	(円)	
		一般							一般	(①-④)	
		軽減							軽減	(②-⑤)	
		計	① ②		③	④ ⑤		⑥		税 額 ⑦=(③-⑥)	(円)
加算金		⑧ 過少申告加算金 (円)		⑨ 不申告加算金 (円)		⑩ 重加算金 (円)		納入(付)すべき額		(円)	
								⑦+⑧+⑨+⑩		(円)	
申告書提出期限				根拠法令							
申告書提出日											
本 税	期間 上段：更正等分 下段：既確定分	区分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足		
			課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	課税標準(人)	(円)	
		一般							一般	(①-④)	
		軽減							軽減	(②-⑤)	
		計	① ②		③	④ ⑤		⑥		税 額 ⑦=(③-⑥)	(円)
加算金		⑧ 過少申告加算金 (円)		⑨ 不申告加算金 (円)		⑩ 重加算金 (円)		納入(付)すべき額		(円)	
								⑦+⑧+⑨+⑩		(円)	
申告書提出期限				根拠法令							
申告書提出日											
納入(付)すべき合計額		本 税 (円)		過少申告加算金 (円)		不申告加算金 (円)		重加算金 (円)		合 計 (円)	
注 意		この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じて年14.6%（この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納入(付)してください。									
教 示		<ol style="list-style-type: none"> この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 									

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第14号の2の2様式を次のように改める。
別記第14号の2の2様式(その1)(第7条関係)

ゴルフ場利用税更正・決定通知書

第 年 月 日

特別徴収義務者

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

指定納期限											
実 績 年 月	納税者番号		運営形態								
	ゴルフ場名称										
	ゴルフ場所在地										
本 税	税率適用期間 上段：更正等分 下段：既確定分	区分	再更正・更正・決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足税額 (円)		
			課税標準(人)	税率 (円)	税額 (円)	課税標準(人)	税率 (円)	税額 (円)	⑨=⑦-⑧		
	日～日	一般	別紙明細書 のとおり	①	別紙明細書 のとおり	②					
	日～日	軽減	別紙明細書 のとおり	③	別紙明細書 のとおり	④	申告書提出期限 . . .		申告書提出日 . . .		
	日～日	一般	別紙明細書 のとおり	⑤	別紙明細書 のとおり	⑥			根拠法令		
	日～日	軽減	別紙明細書 のとおり	⑦	別紙明細書 のとおり	⑧					
	計		⑦			⑧					
加算金	過少申告加算金 (円)		不申告加算金 (円)		重加算金 (円)		納入(付)すべき額 (円)				
	⑩	⑪	⑫	⑨+⑩+⑪+⑫							
本 税	税率適用期間 上段：更正等分 下段：既確定分	区分	再更正・更正・決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足税額 (円)		
			課税標準(人)	税率 (円)	税額 (円)	課税標準(人)	税率 (円)	税額 (円)	⑨=⑦-⑧		
	日～日	一般	別紙明細書 のとおり	①	別紙明細書 のとおり	②					
	日～日	軽減	別紙明細書 のとおり	③	別紙明細書 のとおり	④	申告書提出期限 . . .		申告書提出日 . . .		
	日～日	一般	別紙明細書 のとおり	⑤	別紙明細書 のとおり	⑥			根拠法令		
	日～日	軽減	別紙明細書 のとおり	⑦	別紙明細書 のとおり	⑧					
	計		⑦			⑧					
加算金	過少申告加算金 (円)		不申告加算金 (円)		重加算金 (円)		納入(付)すべき額 (円)				
	⑩	⑪	⑫	⑨+⑩+⑪+⑫							
納入(付)すべき合計額	本 税 (円)		過少申告加算金 (円)		不申告加算金 (円)		重加算金 (円)		合 計 (円)		
注 意	<p>この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じて年14.6% (この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3% (当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が、年7.3%の割合を満たさない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合で計算した延滞金額を加算して納入(付)してください。</p>										
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>										

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第14号の2の3様式を次のように改める。
別記第14号の2の3様式（第7条関係）

軽油引取税更正・決定通知書

第 年 月 日

特別徴収義務（納税）者

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務局長

地方税法の規定により下記のとおり更正・決定しましたので通知します。

記

納税者番号	指定納期限	内 訳					
実領年月(日) 〔区分〕							
納入・納付	再更正額等、更正額等、決定額等	既に納入(納付)の確定した額等		差引過不足額等			
	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①	
	加算金 ②	過少申告加算金 (円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	納入(付)すべき額 ①+②+③+④		(円)
	申告書提出期限		根拠法令				
	申告書提出日						
納入・納付	再更正額等、更正額等、決定額等	既に納入(納付)の確定した額等		差引過不足額等			
	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①	
	加算金 ②	過少申告加算金 (円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	納入(付)すべき額 ①+②+③+④		(円)
	申告書提出期限		根拠法令				
	申告書提出日						
納入・納付	再更正額等、更正額等、決定額等	既に納入(納付)の確定した額等		差引過不足額等			
	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①	
	加算金 ②	過少申告加算金 (円)	不申告加算金 (円)	重加算金 (円)	納入(付)すべき額 ①+②+③+④		(円)
	申告書提出期限		根拠法令				
	申告書提出日						
納入(付)すべき合計額	本 税 (円)	過少申告加算金(円)	不申告加算金(円)	重加算金 (円)	計 (円)		
	納 入						
納 付							
注 意	この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。 なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じて年14.6%（この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については、年7.3%（当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合）の割合で計算した延滞金額を加算して納入(付)してください。						
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。 2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。						

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第14号の2の4様式を削る。

別記第18号様式を次のように改める。
別記第18号様式（第10条、第22条関係）

不動産取得税 徴収猶予 減額 通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

あなたが取得された不動産に対する不動産取得税について、下記のとおり決定しましたので通知します。

賦課決定等の種類：

納税者番号： 通知書番号： 取得区分： 課税期月： 納期限：

区 分		課税標準額(円)	税 額 (円)
前 回 決 定 額			
今 回 決 定 内 容	変 更 の 額		
	決 定 額		
	徴 収 猶 予 額		
	徴 収 猶 予 期 限		変更後納期限

根拠法令等

既 納 付 額	

教 示

1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内 に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。

(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第24号様式を次のように改める。
別記第24号様式（第15条関係）

(表)

過誤納金還付・充当通知書

〒

不明な点がありましたら、下記のところまでご連絡ください。

様

あなたが納付された税金に係る過誤納金を下記のとおり還付・充当したので通知します。

年度	還付金額のお支払		
	支払方法	送金No.	預金種別・口座番号
一般会計	金融機関名		

年 月 日

熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長 印

還付額 円 = ①過誤納額 + ②還付加算金額 - ③充当額 ※ 教示事項 裏面のとおり

過誤納金額の明細	税目					
	税区分					
	補助情報					
	期別					
	納付した額					
	納付すべき額					
	過誤納額 ①					
	還付加算金額 ②					
還付する理由						
発生年月日						

充当額の明細	税目					
	税区分					
	所管					
	補助情報					
	期別					
	充当適状日					
	充当額 ③					
	充当後未納額					

(裏)

(教 示)

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求することができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第25号様式及び別記第26号様式を次のように改める。
別記第25号様式及び別記第26号様式 削除

別記第27号様式（その1）を次のように改める。
別記第27号様式（第18条関係）

様
年 月 日
熊本県 地域振興局長
熊本県 事務所長

督 促 状

納税者番号	調定年度	期別	課税区分	申告日/調定日
※			※	

税目	本税(円)	延滞金(円)
税目	本税(円)	延滞金(円)
課税地	加算金(円)	重加算金(円)

あなたの県税が上記のとおり滞納になっていますから、下の記載事項を参照のうえ、納税通知書又は納付(納入)書により至急納付(納入)してください。

ご案内

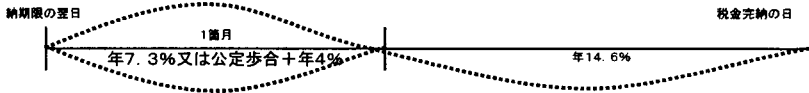
1 滞納処分

この督促状を発した日から起算して10日を経過した日まで完納されないときは、国税徴収法の規定による滞納処分の例により預金・給与その他の財産の差押の処分を受けることになります。

2 延滞金の計算

延滞金は、次のとおり、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間にあっては、年7.3%(当該期間のうち、平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.3%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合))の割合を乗じて計算します。

ただし、計算方法が異なる場合もありますので、詳しいことは地域振興局(県税事務所)へおたずねください。



3 納付の場所

教示

- この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求することができます。
なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(事務所)を経由して提出してください。
- この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。
この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。
(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第27号様式（その2）を削る。

別記第28号様式（その3）を次のように改める。
別記第28号様式（その3）

自動車税納税証明書（継続検査用）				
<table border="1"><tr><td>証明書番号</td><td>第</td><td>号</td></tr></table>		証明書番号	第	号
証明書番号	第	号		
自動車の登録番号	この証明書の有効期限			
車台番号（下桁）				
上記登録番号の自動車に係る自動車税は、滞納がないことを証明します。				
年 月 日				
印				
(注) 登録番号を修正したものはすべて無効です。 登録番号に誤りがないかを確認してください。				

別記第28号様式（その4）を次のように改める。
別記第28号様式（その4）

自動車税 納税証明書 (継続検査用)	
*下記の登録番号の自動車について、自動車税の滞納のないことを証明します。	
自動車登録番号	
車台番号(下 桁)	
有効期限	年 月 日
熊本県	印

別記第33号様式を次のように改める。
別記第33号様式（第23条関係）

ゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級決定（変更）通知書

第 号
年 月 日

特別徴収義務者

住 所

氏名又は名称

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

熊本県税条例施行規則第23条第1項の規定により、ゴルフ場利用税に係るゴルフ場の等級を下記のとおり決定（変更）します。

記

1 ゴルフ場名称

2 ゴルフ場所在地

3 等 級 級

4 税 率 1人1日につき 円

5 決定（変更）年月日 年 月 日

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第2条の次に1条を加える改正規定は平成18年1月16日から、別記第8号様式の改正規定は平成18年2月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

熊本県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年1月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第86号

熊本県産業廃棄物税条例施行規則（平成17年熊本県規則第3号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式を次のように改める。
別記第1号様式（第4条関係）

		※ 納税者番号				◆
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長	※ 決裁					
	申	フリガナ				
	請	住所又は所在地				
	者	フリガナ				
		氏名又は名称 (代表者氏名) 印				
		担当部課名 及び担当者氏名 (電話 - -)				
産業廃棄物税特別徴収義務者登録申請書						
熊本県産業廃棄物税条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。						
最 終 処 分 場	フリガナ					
	所在地					
	フリガナ					
	名称					
	種類		安定型 ・ 管理型 ・ 返断型			
	重量の測定		可 (重量計の最小目盛) ・ 不可			
埋立処分開始年月日		年 月 日		年 月 日		
(特別管理)産業廃棄物 処分業の許可年月日 及び許可番号		年 月 日		年 月 日		
		第 号		第 号		
備考						
※ 処理 事項	登録年月日		登録番号		証票交付年月日	
	年 月 日		第 号		年 月 日	
(注) 1 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに申請書を提出してください。 2 「最終処分場の種類」欄は、該当する項目に○をつけてください。 3 「重量の測定」欄は、該当する項目に○をつけてください(「可」の場合は、重量計の最小目盛も記入してください。) 4 (特別管理)産業廃棄物処分業許可証の写しを添付してください。 5 ※印の欄には、記入しないでください。						

別記第3号様式を次のように改める。
別記第3号様式（第4条関係）

※ 納税者番号		◆
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 熊本県 地域振興局長 様 熊本県熊本県税事務所長	※ 決裁	
	届 出 者	
	住所又は所在地	
	氏名又は名称	印
担 当 部 課 名 及び担当者氏名	(電話 - -)	
最 終 処 分 場	所 在 地	
	名 称	
産業廃棄物税特別徴収義務者登録事項変更届出書		
熊本県産業廃棄物税条例第10条第6項の規定により、次のとおり届け出ます。		
登 録 事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 理 由		
(注) 1 (特別管理)産業廃棄物処分業の許可に関する変更がある場合には、許可証の写しを添付してください。 2 ※印の欄には、記入しないでください。		

別記第4号様式を次のように改める。
別記第4号様式（第4条関係）

※ 納税者番号		◆
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	※ 決裁	
年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様	届 出 者	住所又は所在地
		氏名又は名称 印
		担当部課名 及び担当者氏名 (電話 - -)
	最 終 処 分 場	所 在 地
		名 称
産業廃棄物税特別徴収義務消滅届出書		
熊本県産業廃棄物税条例第10条第7項の規定により、次のとおり届け出るとともに、 特別徴収義務者の証を返納します。		
特別徴収義務が消滅する こととなった理由		
特別徴収義務が消滅した日	年 月 日	
(注) 1 特別徴収義務者の証及び特別徴収義務が消滅したことを証明する書類を添付してください。 2 ※印の欄には、記入しないでください。		

別記第5号様式を次のように改める。
別記第5号様式（第5条、第9条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		※ 納税者番号		◆
		年	月	日
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様	特別 徴収 義務 者	又 は	住所又は所在地	
	納	氏名又は名称	印	
	者	担 当 部 課 名 及び担当者氏名		(電話 - -)
	最 終 処 分 場	所 在 地	名 称	
産業廃棄物税 納 入 申 告 書 納 付				
熊本県産業廃棄物税条例 第11条第1項(第2項) 第14条第1項の規定により、次のとおり申告します。				
申 告 区 分	納入申告 ・ 納付申告			
実 績 月	年	月分から	年	月分まで
特別徴収に係る産業廃棄物の搬入重量	①	千	ト	ン
申告納付に係る産業廃棄物の搬入重量	②			
この申告により納入すべき産業廃棄物税額(①×1,000円/ト)		百 万	千	円
この申告により納付すべき産業廃棄物税額(②×1,000円/ト)				
申 告 期 限	年	月	日	
備 考				
(注) 1 「申告区分」欄は、該当する項目に○をつけてください。 2 附表1(課税標準に関する明細書(その1))及び附表2(課税標準に関する明細書(その2))を添付してください。 3 ※印の欄には、記入しないでください。				

別記第6号様式を次のように改める。
別記第6号様式（第7条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> ● </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">受 付 印</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様</p>		※ 納税者番号		◆		
	申 請 者	住所又は所在地				
		氏名又は名称	印			
		担 当 部 課 名 及 び 担 当 者 氏 名	(電話 - -)			
最 終 処 分 場	所 在 地					
	名 称					
産業廃棄物税徴収猶予申請書						
熊本県産業廃棄物税条例第12条第1項の規定により、次のとおり申請します。						
実 績 月	年 月分から		年 月分まで			
納 入 す べ き 税 額	円					
徴 収 猶 予 申 請 税 額	円					
徴 収 猶 予 申 請 期 間	年 月 日から					
	年 月 日まで	円				
	年 月 日から					
	年 月 日まで	円				
提 供 す る 担 保						
備 考						
(注) 1 附表（徴収猶予に関する明細書）及び徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付してください。 2 ※印の欄には、記入しないでください。						

別記第8号様式を次のように改める。
別記第8号様式（第8条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日	※ 納税者番号		◆	
	申 請 者	住所又は所在地		
		氏名又は名称		印
		担当部課名 及び担当者氏名		(電話 - -)
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様	最終処分場	所在地		
		名称		
産業廃棄物税徴収不能額等 還 付 申請書 納入義務の免除				
熊本県産業廃棄物税条例第13条第1項の規定により、次のとおり申請します。				
実 績 月	年 月分から		年 月分まで	
還付又は納入義務の免除の別	還 付 ・ 納入義務の免除			
納入すべき産業廃棄物税額	①		円	
①のうち、既に納入した産業廃棄物税額			円	
①のうち、受け取ることができなくなった(失った)税額	②		円	
還付又は納入義務の免除を受けようとする税額(②)			円	
還付又は納入義務の免除 を必要とする理由	別添理由書のとおり			
備 考				
(注) 1 「還付又は納入義務の免除の別」欄は、該当する項目に○をつけてください。 2 還付又は納入義務の免除を必要とする理由書及びその理由を証明する書類を添付してください。 3 正当な理由により受け取ることができなくなった税額がある場合には、附表(正当な理由により受け取ることができなくなった税額に関する明細書)を添付してください。 4 ※印の欄には、記入しないでください。				

別記第10号様式を次のように改める。
別記第10号様式（第9条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	※ 納税者番号	◆	
年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様	納	住所又は所在地	
	税	氏名又は名称	印
	者	担 当 部 課 名 及び担当者氏名	(電話 - -)
	最	所 在 地	
	終	名 称	
産業廃棄物税修正申告書			
熊本県産業廃棄物税条例第14条第2項の規定により、次のとおり申告します。			
実 績 月	年	月分から	年 月分まで
申告納付に係る産業廃棄物の搬入重量	①	千	トン
産業廃棄物税額(①×1,000円/トン)	②	百万	千 円
既に納付の確定した産業廃棄物税額	③		
この申告により納付すべき産業廃棄物税額(②-③)			
備 考			
(注) 1 「既に納付の確定した産業廃棄物税額③」欄は、この申告前に行われた申告、更正又は決定により納付することが確定している税額を記入してください。 2 附表(課税標準に関する明細書)を添付してください。 3 ※印の欄には、記入しないでください。			

別記第11号様式を次のように改める。
別記第11号様式（第10条関係）

産業廃棄物税更正・決定通知書

第 年 月 日 号

様

熊本県 地域振興局長
熊本県熊本県税事務所長



地方税法の規定により下記のとおり更正・決定したから通知します。この不足税額及び加算金額については、指定納期限までに別紙納入(付)書により納入(付)してください。

なお、不足税額については、申告納期限の翌日から納入(付)の日までの期間の日数に応じて年14.8%(この更正又は決定に係る指定納期限までの期間及びこの指定納期限の翌日から起算して1月を経過する日までの期間については年7.8%(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4%の割合を加算した割合が年7.8%の割合に満たない場合は、当該公定歩合に年4%の割合を加算した割合)の割合で計算した延滞金額を加算して納入(付)してください。

記

納税者番号	◆		指定納期限	.			
最終処分場	所在地						
	名称						
実施期別 【区分】	内 訳						
. から . まで 【 】	申告書提出期限	.		申告書提出日	.		
	本税	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額	
		課税標準数量(トン)	税 額(円)	課税標準数量(トン)	税 額(円)	課税標準数量(トン)	税 額(円)①
	加算金	区 分	率(%)	決定額②		根拠法令	
		過少申告加算金		, ,			
		不申告加算金		, ,		納入(付)すべき額計	
重加算金			, ,		①+②		
申告書提出期限	.		申告書提出日	.			
. から . まで 【 】	本税	再更正・更正・決定額		既に納入(付)の確定した額		差引過不足額	
		課税標準数量(トン)	税 額(円)	課税標準数量(トン)	税 額(円)	課税標準数量(トン)	税 額(円)①
	加算金	区 分	率(%)	決定額②		根拠法令	
		過少申告加算金		, ,			
		不申告加算金		, ,		納入(付)すべき額計	
		重加算金		, ,		①+②	
敬 告	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。						
	2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として（熊本県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。						
	3 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、裁決を経なくても提起することができます。						

(注) この様式中不要の文字は、便宜に従い抹消すること。

別記第12号様式を次のように改める。
別記第12号様式（第12条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> 年 月 日 熊本県知事 様		* 納税者番号	◆		
	申 請 者	住所又は所在地			
		氏名又は名称	印		
		担当部課名 及び担当者氏名	(電話 - -)		
	最 終 処 分 場	所 在 地			
名 称					

産業廃棄物税減免申請書

熊本県産業廃棄物税条例第15条第2項の規定により、次のとおり申請します。

実 績 月	年 月分から	年 月分まで
減 免 前 の 税 額	円	
減 免 申 請 税 額	円	

減免を必要とする理由（該当する番号に○をし、1又は4の場合は余白に理由を詳しく記入してください。）

1	熊本県産業廃棄物税条例施行規則第11条第1号該当のため	
2	〃 第11条第2号該当のため	
3	〃 第11条第3号該当のため	
4	〃 第11条第4号該当のため	

(注) 1 減免を必要とする理由を証明する書類を添付してください。

2 *印の欄には、記入しないでください。

別記第14号様式を次のように改める。
別記第14号様式（第13条関係）

		※ 納税者番号				◆
		※ 決裁				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div> 年 月 日	届 出 者	フリガナ		〒 -		
		住所又は所在地				
		フリガナ				
		氏名又は名称 (代表者氏名)		印		
熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様		担当部課名 及び担当者氏名		(電話 - -)		
産業廃棄物税最終処分場設置届出書						
熊本県産業廃棄物税条例第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。						
最 終 処 分 場	フリガナ					
	所在地					
	フリガナ					
	名称					
	産業廃棄物処理施設の設置許可年月日及び許可番号		年 月 日		第 号	
	種類		安定型 ・ 管理型 ・ 遮断型			
	重量の測定		可 (重量計の最小目盛) ・ 不可			
埋立処分開始年月日		年 月 日				
備考						
<p>(注) 1 複数の最終処分場を有する場合は、最終処分場ごとに届出書を提出してください。</p> <p>2 「最終処分場の種類」欄は、該当する項目に○をつけてください。</p> <p>3 「重量の測定」欄は、該当する項目に○をつけてください(「可」の場合は、重量計の最小目盛も記入してください)。</p> <p>4 産業廃棄物処理施設設置許可証の写しを添付してください。</p> <p>5 ※印の欄には、記入しないでください。</p>						

別記第15号様式を次のように改める。
別記第15号様式（第13条関係）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>		※ 納税者番号		◆			
		※ 決裁					
年 月 日 熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長 様	届 出 者	住所又は所在地		印			
		氏名又は名称					
		担当部課名 及び担当者氏名 (電話 - -)					
	最終処分場	所在地					
		名 称					
産業廃棄物税最終処分場の届出事項変更届出書							
熊本県産業廃棄物税条例第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。							
届 出 事 項	変 更 前		変 更 後				
変更年月日	年 月 日						
変更理由							
(注) 1 産業廃棄物処理施設の設置許可に関する変更がある場合には、許可証の写しを添付してください。 2 ※印の欄には、記入しないでください。							

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の熊本県産業廃棄物税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

訓 令

熊本県訓令第1号

本庁各部（局）課（総室・室・センター）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成18年1月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県税事務取扱規程の一部を改正する訓令

熊本県税事務取扱規程（昭和47年熊本県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第17条中「個人県民税の賦課状況報告書総括表」を「個人県民税調定決議書及び個人県民税調定明細書」に改める。

第32条中「法人県民税・事業税調定決議書兼明細書」を「法人県民税・事業税調定決議書及び法人県民税・事業税調定明細書」に改める。

第36条中「法人県民税・法人事業税更正決定決議書」を「法人県民税・法人事業税更正・決定決議書」に、「法人県民税・法人事業税更正決定通知書」を「法人県民税・法人事業税更正・決定通知書」に改める。

第42条の2中「調定一覧表」を「県民税利子割調定明細書」に改める。

第42条の3中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書兼加算金決定決議書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書」に、「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書兼加算金決定通知書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書」に改める。

第42条の3の2中「調定一覧表」を「県民税配当割調定明細書」に改める。

第42条の3の3中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書兼加算金決定決議書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書」に、「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書兼加算金決定通知書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書」に改める。

第42条の3の4中「調定一覧表」を「県民税株式等譲渡所得割調定明細書」に改める。

第42条の3の5中「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書兼加算金決定決議書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定決議書」に、「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書兼加算金決定通知書」を「県民税利子割、県民税配当割、県民税株式等譲渡所得割更正・決定通知書」に改める。

第49条中「不動産取得税決定決議書兼調定内訳表又は減額等入力一覧に」を「不動産取得税決定決議書及び不動産取得税決定決議書兼調定明細書又は不動産取得税減額調定決議書及び不動産取得税減額調定明細書に」に、「不動産取得税決定決議書兼調定内訳表又は減額等入力一覧は」を「不動産取得税決定決議書兼調定明細書又は不動産取得税減額調定明細書は」に改める。

第50条第1項中「本庁」を「局長等」に、「局長等に配付するものとする」を「不動産取得税決定決議書兼調定明細書と照合のうえ、納税者に交付するものとする」に改め、同条第2項を削る。

第52条中「不動産取得税減額伺」を「不動産取得税賦課決定決議書」に改める。

第53条中「不動産取得税更正・取消伺（別記第31号様式）」を「不動産取得税賦課決定決議書（別記第30号様式）」に改める。

第54条第1項中「（別記第33号様式）」の次に「（次項において「決議書」という。）及び県たばこ税更正・決定明細書（別記第33号の2様式）（次項において「明細書」という。）を、」（規則別記第14号様式）」の次に「（次項において「通知書」という。）」を加え、同条第2項中「電算処理によって作成される県たばこ税不申告加算金決定決議書（別記第34号様式）」を「決議書及び明細書」に、「電算処理によって作成される県たばこ税不申告加算金決定通知書（規則別記第14号の2の4様式）」を「通知書」に改め、同条を第54条の2とし、第53条の次に次の1条を加える。

（調定の手続）

第54条 県たばこ税の調定は、電算処理によって作成される県たばこ税調定決議書及び県たばこ税調定明細書に申告書、県たばこ税更正・決定決議書（別記第33号様式）及び県たばこ税更正・決定明細書（別記第33号の2様式）を添付して行うものとする。

第58条中「ゴルフ場利用税調定決議書」の次に「及びゴルフ場利用税調定明細書」を加え、「及びゴルフ場利用税更正・決定決議書兼加算金決定決議書（別記第36号様式）」を、「ゴルフ場利用税更正・決定決議書（別記第36号様式又は別記第36号の3様式）及びゴル

フ場利用税更正・決定明細書（別記第36号の2様式又は別記第36号の4様式）」に改める。
第60条を次のように改める。

（更正及び決定の手続）

第60条 条例第68条第1項第1号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の更正又は決定は、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定決議書（別記第36号様式）（次項において「決議書その1」という。）及びゴルフ場利用税更正・決定明細書（別記第36号の2様式）（次項において「明細書その1」という。）により行い、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定通知書（規則別記第14号の2様式）（次項において「通知書その1」という。）により特別徴収義務者に通知し、同項第2号に規定するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の更正又は決定は、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定決議書（別記第36号の3様式）（次項において「決議書その2」という。）及びゴルフ場利用税更正・決定明細書（別記第36号の4様式）（次項において「明細書その2」という。）により行い、電算処理によって作成されるゴルフ場利用税更正・決定通知書（規則別記第14号の2の2様式（その1））（次項において「通知書その2」という。）及びゴルフ場利用税更正・決定明細書（通知用）（規則別記第14号の2の2様式（その2））（次項において「明細書（通知用）」という。）により特別徴収義務者に通知するものとする。

2 条例第68条第1項第1号に規定するゴルフ場に係る申告書が提出期限後に提出された場合における不申告加算金の決定は、決議書その1及び明細書その1により行い、通知書その1により特別徴収義務者に通知し、同項第2号に規定するゴルフ場に係る申告書が提出期限後に提出された場合における不申告加算金の決定は、決議書その2及び明細書その2により行い、通知書その2及び明細書（通知用）により特別徴収義務者に通知するものとする。

第89条第2項中「電算処理によって作成される」を削り、「行ない」を「行い」に改める。

第100条中「軽油引取税調定決議書」の次に「及び軽油引取税調定明細書」を加え、「及び」を「、」に改め、「（別記第81号様式）」の次に「及び軽油引取税更正・決定明細書（別記第81号の2様式）」を加える。

第105条中「（（再））と朱書し」を「（再交付）と記載し」に改める。

第107条中「欄外」を「裏面」に、「朱書し」を「記載し」に改める。

第119条第1項中「（以下この条において「決議書」という。）」の次に「及び軽油引取税更正・決定明細書（別記第81号の2様式）（以下この条において「明細書」という。）」を加え、同条第2項及び第3項中「決議書」の次に「及び明細書」を加える。

第121条の5中「産業廃棄物税更正・決定決議書兼加算金決定決議書」を「電算処理によって作成される産業廃棄物税更正・決定決議書」に改める。

第121条の6中「産業廃棄物税更正・決定決議書兼加算金決定決議書」を「電算処理によって作成される産業廃棄物税更正・決定決議書」に、「産業廃棄物税更正・決定通知書兼加算金決定通知書」を「電算処理によって作成される産業廃棄物税更正・決定通知書」に改める。

第138条第1項第2号中「還付通知書（規則別記第24号様式）」を「過誤納金還付・充当通知書（規則別記第24号様式）（次項において「通知書」という。）」に改め、同条第2項中「過誤納金充当通知書（規則別記第26号様式）」を「通知書」に改める。

別記第7号様式を次のように改める。
別記第7号様式（第19条関係）

所得税の所得等調査書・個人事業税入力票

氏名	事務所	事業年	課税年度	課税区分	課長	係長
納税者番号	所得税	青白	課税者	記入者		
国税番号	主業種	チエック欄 記入者				

① 所得金額 ・営業等所得 ……A うち対象外所得 ……B ・不動産所得 ……C うち対象外所得 ……D ー損益通算特例前の所得の有・無 ●合計所得金額 (A-B+C-D)	(単位:円) A <input type="text"/> B <input type="text"/> C <input type="text"/> D <input type="text"/> (A-B+C-D) ① <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
② 所得税の事業専従者給与額・控除額 ー43専従者給与(控除)額の合計額	② <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
③ 技術等海外取引に係る所得の特別控除 ー〇住民税・事業税に関する事項	③ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
④ 青色申告特別控除額 ー44青色申告特別控除額 ……A ー課税対象外の不動産所得から差し引いた控除額 ……B ●青色申告特別控除額 (A-B)	A <input type="text"/> B <input type="text"/> ④(A-B) <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤ 非課税コード・非課税所得金額(別途算出)	⑤ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
⑥ 事業専従者給与に係る必要経費算入額(人員・額) ー43専従者給与(控除)額の合計額 ※非課税所得があるときは、別途算出	⑥ <input type="text"/> 人	<input type="checkbox"/>
損失の繰越控除等 ー損失の繰越控除管理簿で確認された繰越額を記入 ⑦ 損失の繰越控除	⑦ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
⑧ 被災事業用資産の損失の繰越控除	⑧ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
⑨ 事業用資産の譲渡損失の控除	⑨ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
⑩ 事業用資産の譲渡損失の繰越控除	⑩ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
⑪ 事業主控除(事業月数・控除額) 月 日 開・廃 <input type="text"/> 月 2,900,000円×月数/12月	⑪ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
⑫ 減免コード・減免額	⑫ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
⑬ 分割基準(分割区分・本県従業員数・従業員総数)	⑬ 総数 <input type="text"/> 本県 <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>
⑭ 税率の異なる業種がある場合は 主業種 <input type="text"/> その所得金額 従業種1 <input type="text"/> 従業種2 <input type="text"/>	⑭ <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑮ 白色配偶者 ・白色申告者で配偶者の事業専従者がいる場合は1を記入	⑮ <input type="text"/>	<input type="checkbox"/>

●課税標準額 (①+②+③+④-⑤-⑥-⑦-⑧-⑨-⑩-⑪) ☆⑫、⑬、⑭がある場合は別途算出	課税標準額 _____,000 円
●年税額 (課税標準額×税率) ●税率 (3 4 5 %)	年税額 _____,00 円
(1期分 _____,00 円 2期分 _____,00 円)	

別記第 8 号様式を次のように改める。
別記第 8 号様式（第 19 条関係）

年度 所得税の更正等調査書・個人事業税入力票

氏名	事務所	事業年	課税年度	課税区分		課長	係長
納税者番号						点検者	記入者
国税番号				主業種			
国税処理年月日				更正の請求日			

<p>① 所得金額</p> <p>・営業等所得 ……A</p> <p>うち対象外所得 ……B</p> <p>・不動産所得 ……C</p> <p>うち対象外所得 ……D</p> <p>一損益通算特例前の所得の有・無</p> <p>●合計所得金額 (A-B+C-D)</p> <p>② 所得税の事業専従者給与額・控除額</p> <p>③ 技術等海外取引に係る所得の特別控除</p> <p>④ 青色申告特別控除額</p> <p>⑤ 非課税コード・非課税所得金額(別途算出)</p> <p>⑥ 事業専従者給与に係る必要経費算入額(人員・額) 人</p> <p>⑦ 損失の繰越控除</p> <p>⑧ 被災事業用資産の損失の繰越控除</p> <p>⑨ 事業用資産の譲渡損失の控除</p> <p>⑩ 事業用資産の譲渡損失の繰越控除</p> <p>⑪ 事業主控除(事業月数・控除額) 月</p> <p>⑫ 減免コード・減免額</p> <p>⑬ 分割基準(分割区分・本県従業員数・従業員総数) ⑬ 総数</p> <p>⑭ 税率の異なる業種がある場合は 主業種</p> <p style="padding-left: 40px;">その所得金額 従業員種1</p> <p style="padding-left: 40px;">従業員種2</p> <p>⑮ 白色配偶者</p>	(単位:円)	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>A</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>B</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>C</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>D</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(A-B+C-D)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>①</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>②</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>③</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>④</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑥</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑦</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑧</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑨</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑩</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑪</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑫</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑬</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑭</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>⑮</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	A										B										C										D										(A-B+C-D)										①										②										③										④										⑤										⑥										⑦										⑧										⑨										⑩										⑪										⑫										⑬										⑭										⑮									
A																																																																																																																																																																																																										
B																																																																																																																																																																																																										
C																																																																																																																																																																																																										
D																																																																																																																																																																																																										
(A-B+C-D)																																																																																																																																																																																																										
①																																																																																																																																																																																																										
②																																																																																																																																																																																																										
③																																																																																																																																																																																																										
④																																																																																																																																																																																																										
⑤																																																																																																																																																																																																										
⑥																																																																																																																																																																																																										
⑦																																																																																																																																																																																																										
⑧																																																																																																																																																																																																										
⑨																																																																																																																																																																																																										
⑩																																																																																																																																																																																																										
⑪																																																																																																																																																																																																										
⑫																																																																																																																																																																																																										
⑬																																																																																																																																																																																																										
⑭																																																																																																																																																																																																										
⑮																																																																																																																																																																																																										

所得金額			修正・更正前の所得	修正・更正後の収入	修正・更正後の所得
	営業等	①			
	農業	②			
	不動産	③			
	利子・配当	④・⑤			
	給与	⑥			
	雑	⑦			
	総合譲渡・一時	⑧			
	合計	⑨			

●修正後課税標準額	_____ ,000 円
●年税額 税率 (3 ・ 4 ・ 5 %)	_____ 00 円
●前回課税額	_____ 00 円
●今回課税額	_____ 00 円

別記第9号様式を次のように改める。
別記第9号様式（第26条関係）

個人事業税更正（減免）通知書

年 月 日

様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

個人事業税を次のとおり更正（減免）することとしましたので、通知します。

		所得分		納税者番号	
区 分		前 回	今 回	増 差	
総 所 得 金 額				/	
事 業 専 従 者 控 除 額					
そ の 他 の 控 除 額					
事 業 主 控 除 額					
課 税 所 得 金 額					
税 額	年 税 額				
	内 訳	一 期			
		二 期			
		随 時			
<p>・課税の根拠 地方税法第72条の50</p> <p>・既に納付済みの方で更正又は減免によって過納となった方には、別途送金払戻し（その他の未納税額のある方には充当のうえ別途充当通知）をいたします。</p> <p>なお、未納の方は地域振興局（県税事務所）へ至急お納めください。</p>					
教 示	<p>1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</p> <p>なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経なくても提起することができます。</p> <p>(1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p>				

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第16号様式を次のように改める。
別記第16号様式（第36条関係）

決							
裁							

法人県民税・法人事業税更正・決定決議書

起案日 年 月 日
 決裁日 年 月 日
 通知(予定)日 年 月 日

地方税法第55条第 項又は同法第72条 第 項の規定により次のとおり更正・決定し、通知してよろしいか。

納税者番号	事業年度(連結事業年度)・計算期間		年 月 日から 年 月 日まで			
法人所在地						
法人名						
法人県民税 (単位:円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	税 額	
法人税割	利子割額			利子割額		
	差引法人税割額			差引法人税割額		
均 等 割						
計						
この更正・決定により納付すべき県民税額						
法人事業税 (単位:円)						
区 分	今回の更正・決定額			既 確 定 額		差引過不足税額
	課税標準額	税率(%)	税 額	課税標準額	税 額	
所得割 <small>(特定居住所得割)</small>	年 万円以下の金額					
	年 万円を超え 万円以下の金額					
	年 万円を超える金額					
	計					
	<small>課税標準額不適用法人の金額</small>					
付加価値割						
資 本 割						
収 入 割						
合計事業税額						
端数処理後の					事業税額	
加算金	区 分	対 応 事 業 税 額	税率(%)	加 算 金 額	既 納 付 確 定 額	増 減 額
	過少申告					
	(加重対象分)					
	不申告					
	重					
指定納期限	年 月 日	この更正・決定により納付すべき事業税及び加算金の合計額				
この更正・決定の基礎						
備 考						

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第17号様式を次のように改める。
別記第17号様式（第37条関係）

知事 様

第 号
年 月 日

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

法人^{県民税}_{事業税}に係る課税標準額等の通知書

このことについて、次のとおり通知します。

法人名											
主たる事務所等の所在地											
事業年度		年 月 日 から	資本等の金額	資本金又は出資金額			円				
		年 月 日 まで		資本積立金額			円				
本 県	申告区分	年 月 日		法人区分							
	申告年月日	年 月 日		申告期限延長月数	県民税 月	事業税 月					
課 税 標 準 額	処理区分	年 月 日		税務署	処理区分	年 月 日					
	処理年月日	年 月 日			処理年月日	年 月 日					
課 税 標 準 額	法人県民税		円	加算金の処理状況	過少申告加算金	徴収する 徴収しない	対応所得金額				
	所 得 割	年 万円以下	円		不申告加算金	徴収する 徴収しない	対応所得金額	円			
		年 万円超 万円以下	円					重加算金	徴収する 徴収しない	対応所得金額	円
		年 万円超	円								事業税の分割基準
	計又は軽減税率不適用法人		円								
	付加価値割		円								
	資本割		円								
収入割		円									
分 割 基 準	関係都道府県	事務所等の所在地	法人県民税	法人事業税							
				従業者数 人	事務所数等						
	総 数										
熊本県	上記のとおり										
摘要（連結、仮装、外国税額、租税条約等の特記すべき事項を記入）				納税者番号：							

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第19号様式を次のように改める。
別記第19号様式（第39条関係）

第 年 月 日 号

知事 様

熊本県 地域振興局長 印
熊本県熊本県税事務所長

法人県民税・事業税に係る課税標準額等について（照会）

分割法人の法人県民税・事業税に係る課税標準額等について下記のとおり照会しますので、回答事項欄に御記入のうえ、御返送ください。

法人名		資本金額又は出資金額	円
主たる事務所等の所在地		資本積立金	円
熊本県内の事務所等の所在地		照会年月日及び番号	年 月 日 第 号
		納税者番号	

照 会 事 項			
熊 本 県 に 申 告 さ れ た 内 容			
事 業 年 度		年 月 日 から 年 月 日 まで	
県民税	課税標準となる法人税額		円
	分割基準	総 数	人
		熊本県分	人
事業税	所得	年 万円以下	円
		年 万円超	円
	課税標準の総額	年 万円以下	円
		年 万円超	円
		合 計	円
		軽減税率不適用	円
業 税	付加価値割		円
	資 本 割		円
	収 入 割		円
分割基準	従業員数	総 数	
		熊本県分	
	事務所数等	総 数	
		熊本県分	
申告年月日	確 定	年 月 日	
	修 正	年 月 日	

回 答 事 項			
貴 県 に 申 告 さ れ た 内 容			
事 業 年 度		年 月 日 から 年 月 日 まで	
県民税	課税標準となる法人税額		円
	分割基準	総 数	人
		熊本県分	人
事業税	所得	年 万円以下	円
		年 万円超	円
	課税標準の総額	年 万円以下	円
		年 万円超	円
		合 計	円
		軽減税率不適用	円
業 税	付加価値割		円
	資 本 割		円
	収 入 割		円
分割基準	従業員数	総 数	
		熊本県分	
	事務所数等	総 数	
		熊本県分	
申告年月日	確 定	年 月 日	
	修 正	年 月 日	

回 答 事 項	
1 熊本県あて通知済	年 月 日付 (第 号)
2 国税未処理	
3 該当法人は、	年 月 日 解散・除却
4 該当法人所在の有無	
5 非分割処理（調査の上回答する）	貴県 設置・廃止 年 月 日
6 近日通知書送付する	
7 他の都道府県への本社移転	年 月 日 移転先住所（ ）
8 その他	
備考	

処理年月日及び処理状況	年 月 日処理 申是,修正,更正,決定	
税務官署処理年月日及び処理状況	年 月 日処理 確定,修正,更正,決定	
申告納付期限延長月数	事業税 月 県民税 月	
加算金	過少申告	徴収する・徴収しない 対象所得の総額 円
	不 申 告	徴収する・徴収しない 法第72条の46第2項の但し書の適用 有・無
	重 加 算	徴収する・徴収しない 不当増差所得の総額 円
仮装経理に基づく控除額	所得金額 円 法人税額 円	
外国法人税等の額の控除額	道府県民税分	円
	市町村民税分	円
補正後の従業者総数	道府県民税分 人 市町村民税分 人	

別記第22号の2様式を次のように改める。
 別記第22号の2様式（第42条の3、第42条の3の3、第42条の3の5関係）

決裁								

県 民 税 利 子 割
 県 民 税 配 当 割 更 正 ・ 決 定 決 議 書
 県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割

起 案 日 年 月 日
 決 裁 日 年 月 日
 通 知 (予 定) 日 年 月 日

次のとおり課税標準額、税額を更正(決定)し、加算金を決定してよろしいか。
 なお、御決裁のうえは、別紙(案)により通知してよろしいか併せて伺います。

特別徴収義務者	所在地						
	名称						
特別徴収義務者番号		納税者番号		実績年月	年 月	申告書提出期限	年 月 日
本 税	区 分			課税標準額 (円)	税 額 (円)		
		今回の更正(決定)額 ①					
		前回までの確定額 ②					
	差引額 (① - ②) ③						
加 算 金	区 分	過少申告加算金(円)	加重対象分(円)	不申告加算金(円)	重加算金(円)		
	対 象 税 額						
	率 (%)						
	加 算 金 額						
	前回までの合計額						
	差 引 額						
		この決定により納付すべき加算金額の合計 ④					
申告(更正・決定)日	年 月 日						
指定納期限	年 月 日	納入(付)すべき合計額 (③+④)					
更正・決定の根拠							
備 考	更正の請求日： 年 月 日 (調査日)						

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第25号様式を次のように改める。
別記第25号様式（第46条関係）

カード	所管	課税期月	納税者番号	整理番号	枝番	申告	土地・建物登記（登録）済資料せん 〔不動産取得税入力表（承継）〕															
C	1						1		権利者 (譲受人)	住所	番地	氏名 (カナ)	代表者特分									
		登記原因 A売買 B贈与 C交換 D寄付 E回復						義務者 (譲渡人)		住所	番地	氏名 (カナ)										
		地目 A宅地 L宅地比準土地 B山林 C田 D畑 E原野 F雑種地 I公衆用道路		登記受付 年月日	登記原因 年月日	登記原因	A・B・C・D・E		知事可 3・5	許可日												
		建物の種類 A 居宅 B 店舗 C 事務所 D 倉庫 E 木造 F1鉄筋 F2鉄骨 G 瓦 H 亜 I スレート J 陸 K 平屋 L 2 M 3		2		項目	地目	建物の種類構造	地積又は床面積	取得持分				価 格 (円)								
							A・L・B	A・B・C・D	(延) m ²													
							C・D・E	E・F・1・2 G・H・I・J	(住)	団地	失格	5条	造成費控除									
							F・I	K・L・M														
							A・L・B	A・B・C・D	(延) m ²													
							C・D・E	E・F・1・2 G・H・I・J	(住)	団地	失格	5条	造成費控除									
							F・I	K・L・M														
							A・L・B	A・B・C・D	(延) m ²													
							C・D・E	E・F・1・2 G・H・I・J	(住)	団地	失格	5条	造成費控除									
							F・I	K・L・M														
								(千円)	(千円)													
		5		項目	住部価格	免税点	控除額	課税標準額3%	課税標準額4%	税 額	減 額											
		6																				
		7																				
				(摘要)																		
		8		項目	控・減	控除・減額事由（根拠法令等）			コード	税率	額	申告書受付日										
		9		1	2																	
		10		1	2																	
		11		1	2																	
		12		1	2																	
		13		1	2																	
		14		住所コード		郵便番号	共有者数	個法	組織	表示	電 話 番 号											
				還付口座		課税地	方書															

別記第28号様式を次のように改める。
別記第28号様式（第48条関係）

不動産取得税入力表（原始取得・市町村評価）

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	87	88	89	90	91	92	93	94	95	96	97	98	99	100
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	-----

納税番号	住所	1-1	2-1	3-1	4-1	5-1	6-1	7-1	8-1	9-1	10-1	11-1	12-1	13-1	14-1	15-1	16-1	17-1	18-1	19-1	20-1	21-1	22-1	23-1	24-1	25-1	26-1	27-1	28-1	29-1	30-1	31-1	32-1	33-1	34-1	35-1	36-1	37-1	38-1	39-1	40-1	41-1	42-1	43-1	44-1	45-1	46-1	47-1	48-1	49-1	50-1	51-1	52-1	53-1	54-1	55-1	56-1	57-1	58-1	59-1	60-1	61-1	62-1	63-1	64-1	65-1	66-1	67-1	68-1	69-1	70-1	71-1	72-1	73-1	74-1	75-1	76-1	77-1	78-1	79-1	80-1	81-1	82-1	83-1	84-1	85-1	86-1	87-1	88-1	89-1	90-1	91-1	92-1	93-1	94-1	95-1	96-1	97-1	98-1	99-1	100-1
納税番号	住所	1-2	2-2	3-2	4-2	5-2	6-2	7-2	8-2	9-2	10-2	11-2	12-2	13-2	14-2	15-2	16-2	17-2	18-2	19-2	20-2	21-2	22-2	23-2	24-2	25-2	26-2	27-2	28-2	29-2	30-2	31-2	32-2	33-2	34-2	35-2	36-2	37-2	38-2	39-2	40-2	41-2	42-2	43-2	44-2	45-2	46-2	47-2	48-2	49-2	50-2	51-2	52-2	53-2	54-2	55-2	56-2	57-2	58-2	59-2	60-2	61-2	62-2	63-2	64-2	65-2	66-2	67-2	68-2	69-2	70-2	71-2	72-2	73-2	74-2	75-2	76-2	77-2	78-2	79-2	80-2	81-2	82-2	83-2	84-2	85-2	86-2	87-2	88-2	89-2	90-2	91-2	92-2	93-2	94-2	95-2	96-2	97-2	98-2	99-2	100-2
納税番号	住所	1-3	2-3	3-3	4-3	5-3	6-3	7-3	8-3	9-3	10-3	11-3	12-3	13-3	14-3	15-3	16-3	17-3	18-3	19-3	20-3	21-3	22-3	23-3	24-3	25-3	26-3	27-3	28-3	29-3	30-3	31-3	32-3	33-3	34-3	35-3	36-3	37-3	38-3	39-3	40-3	41-3	42-3	43-3	44-3	45-3	46-3	47-3	48-3	49-3	50-3	51-3	52-3	53-3	54-3	55-3	56-3	57-3	58-3	59-3	60-3	61-3	62-3	63-3	64-3	65-3	66-3	67-3	68-3	69-3	70-3	71-3	72-3	73-3	74-3	75-3	76-3	77-3	78-3	79-3	80-3	81-3	82-3	83-3	84-3	85-3	86-3	87-3	88-3	89-3	90-3	91-3	92-3	93-3	94-3	95-3	96-3	97-3	98-3	99-3	100-3
納税番号	住所	1-4	2-4	3-4	4-4	5-4	6-4	7-4	8-4	9-4	10-4	11-4	12-4	13-4	14-4	15-4	16-4	17-4	18-4	19-4	20-4	21-4	22-4	23-4	24-4	25-4	26-4	27-4	28-4	29-4	30-4	31-4	32-4	33-4	34-4	35-4	36-4	37-4	38-4	39-4	40-4	41-4	42-4	43-4	44-4	45-4	46-4	47-4	48-4	49-4	50-4	51-4	52-4	53-4	54-4	55-4	56-4	57-4	58-4	59-4	60-4	61-4	62-4	63-4	64-4	65-4	66-4	67-4	68-4	69-4	70-4	71-4	72-4	73-4	74-4	75-4	76-4	77-4	78-4	79-4	80-4	81-4	82-4	83-4	84-4	85-4	86-4	87-4	88-4	89-4	90-4	91-4	92-4	93-4	94-4	95-4	96-4	97-4	98-4	99-4	100-4
納税番号	住所	1-5	2-5	3-5	4-5	5-5	6-5	7-5	8-5	9-5	10-5	11-5	12-5	13-5	14-5	15-5	16-5	17-5	18-5	19-5	20-5	21-5	22-5	23-5	24-5	25-5	26-5	27-5	28-5	29-5	30-5	31-5	32-5	33-5	34-5	35-5	36-5	37-5	38-5	39-5	40-5	41-5	42-5	43-5	44-5	45-5	46-5	47-5	48-5	49-5	50-5	51-5	52-5	53-5	54-5	55-5	56-5	57-5	58-5	59-5	60-5	61-5	62-5	63-5	64-5	65-5	66-5	67-5	68-5	69-5	70-5	71-5	72-5	73-5	74-5	75-5	76-5	77-5	78-5	79-5	80-5	81-5	82-5	83-5	84-5	85-5	86-5	87-5	88-5	89-5	90-5	91-5	92-5	93-5	94-5	95-5	96-5	97-5	98-5	99-5	100-5
納税番号	住所	1-6	2-6	3-6	4-6	5-6	6-6	7-6	8-6	9-6	10-6	11-6	12-6	13-6	14-6	15-6	16-6	17-6	18-6	19-6	20-6	21-6	22-6	23-6	24-6	25-6	26-6	27-6	28-6	29-6	30-6	31-6	32-6	33-6	34-6	35-6	36-6	37-6	38-6	39-6	40-6	41-6	42-6	43-6	44-6	45-6	46-6	47-6	48-6	49-6	50-6	51-6	52-6	53-6	54-6	55-6	56-6	57-6	58-6	59-6	60-6	61-6	62-6	63-6	64-6	65-6	66-6	67-6	68-6	69-6	70-6	71-6	72-6	73-6	74-6	75-6	76-6	77-6	78-6	79-6	80-6	81-6	82-6	83-6	84-6	85-6	86-6	87-6	88-6	89-6	90-6	91-6	92-6	93-6	94-6	95-6	96-6	97-6	98-6	99-6	100-6
納税番号	住所	1-7	2-7	3-7	4-7	5-7	6-7	7-7	8-7	9-7	10-7	11-7	12-7	13-7	14-7	15-7	16-7	17-7	18-7	19-7	20-7	21-7	22-7	23-7	24-7	25-7	26-7	27-7	28-7	29-7	30-7	31-7	32-7	33-7	34-7	35-7	36-7	37-7	38-7	39-7	40-7	41-7	42-7	43-7	44-7	45-7	46-7	47-7	48-7	49-7	50-7	51-7	52-7	53-7	54-7	55-7	56-7	57-7	58-7	59-7	60-7	61-7	62-7	63-7	64-7	65-7	66-7	67-7	68-7	69-7	70-7	71-7	72-7	73-7	74-7	75-7	76-7	77-7	78-7	79-7	80-7	81-7	82-7	83-7	84-7	85-7	86-7	87-7	88-7	89-7	90-7	91-7	92-7	93-7	94-7	95-7	96-7	97-7	98-7	99-7	100-7
納税番号	住所	1-8	2-8	3-8	4-8	5-8	6-8	7-8	8-8	9-8	10-8	11-8	12-8	13-8	14-8	15-8	16-8	17-8	18-8	19-8	20-8	21-8	22-8	23-8	24-8	25-8	26-8	27-8	28-8	29-8	30-8	31-8	32-8	33-8	34-8	35-8	36-8	37-8	38-8	39-8	40-8	41-8	42-8	43-8	44-8	45-8	46-8	47-8	48-8	49-8	50-8	51-8	52-8	53-8	54-8	55-8	56-8	57-8	58-8	59-8	60-8	61-8	62-8	63-8	64-8	65-8	66-8	67-8	68-8	69-8	70-8	71-8	72-8	73-8	74-8	75-8	76-8	77-8	78-8	79-8	80-8	81-8	82-8	83-8	84-8	85-8	86-8	87-8	88-8	89-8	90-8	91-8	92-8	93-8	94-8	95-8	96-8	97-8	98-8	99-8	100-8
納税番号	住所	1-9	2-9	3-9	4-9	5-9	6-9	7-9	8-9	9-9	10-9	11-9	12-9	13-9	14-9	15-9	16-9	17-9	18-9	19-9	20-9	21-9	22-9	23-9	24-9	25-9	26-9	27-9	28-9	29-9	30-9	31-9	32-9	33-9	34-9	35-9	36-9	37-9	38-9	39-9	40-9	41-9	42-9	43-9	44-9	45-9	46-9	47-9	48-9	49-9	50-9	51-9	52-9	53-9	54-9	55-9	56-9	57-9	58-9	59-9	60-9	61-9	62-9	63-9	64-9	65-9	66-9	67-9	68-9	69-9	70-9	71-9	72-9	73-9	74-9	75-9	76-9	77-9	78-9	79-9	80-9	81-9	82-9	83-9	84-9	85-9	86-9	87-9	88-9	89-9	90-9	91-9	92-9	93-9	94-9	95-9	96-9	97-9	98-9	99-9	100-9
納税番号	住所	1-10	2-10	3-10	4-10	5-10	6-10	7-10	8-10	9-10	10-10	11-10	12-10	13-10	14-10	15-10	16-10	17-10	18-10	19-10	20-10	21-10	22-10	23-10	24-10	25-10	26-10	27-10	28-10	29-10	30-10	31-10	32-10	33-10	34-10	35-10	36-10	37-10	38-10	39-10	40-10	41-10	42-10	43-10	44-10	45-10	46-10	47-10	48-10	49-10	50-10	51-10	52-10	53-10	54-10	55-10	56-10	57-10	58-10	59-10	60-10	61-10	62-10	63-10	64-10	65-10	66-10	67-10	68-10	69-10	70-10	71-10	72-10	73-10	74-10	75-10	76-10	77-10	78-10	79-10	80-10	81-10	82-10	83-10	84-10	85-10	86-10	87-10	88-10	89-10	90-10	91-10	92-10	93-10	94-10	95-10	96-10	97-10	98-10	99-10	100-10
納税番号	住所	1-11	2-11	3-11	4-11	5-11	6-11	7-11	8-11	9-11	10-11	11-11	12-11	13-11	14-11	15-11	16-11	17-11	18-11	19-11	20-11	21-11	22-11	23-11	24-11	25-11	26-11	27-11	28-11	29-11	30-11	31-11	32-11	33-11	34-11	35-11	36-11	37-11	38-11	39-11	40-11	41-11	42-11	43-11	44-11	45-11	46-11	47-11	48-11	49-11	50-11	51-11	52-11	53-11	54-11	55-11	56-11	57-11	58-11	59-11	60-11	61-11	62-11	63-11	64-11	65-11	66-11	67-11	68-11	69-11	70-11	71-11	72-11	73-11	74-11	75-11	76-11	77-11	78-11	79-11	80-11	81-11	82-11	83-11	84-11	85-11	86-11	87-11	88-11	89-11	90-11	91-11	92-11	93-11	94-11	95-11	96-11	97-11	98-11	99-11	100-11
納税番号	住所	1-12	2-12	3-12	4-12	5-12	6-12	7-12	8-12	9-12	10-12	11-12	12-12	13-12	14-12	15-12	16-12	17-12	18-12	19-12	20-12	21-12	22-12	23-12	24-12	25-12	26-12	27-12	28-12	29-12	30-12	31-12	32-12	33-12	34-12	35-12	36-12	37-12	38-12	39-12	40-12	41-12	42-12	43-12	44-12	45-12	46-12	47-12	48-12	49-12	50-12	51-12	52-12	53-12	54-12	55-12	56-12	57-12	58-12	59-12	60-12	61-12	62-12	63-12	64-12	65-12	66-12	67-12	68-12	69-12	70-12	71-12	72-12	73-12	74-12	75-12	76-12	77-12	78-12	79-12	80-12	81-12	82-12	83-12	84-12	85-12	86-12	87-12	88-12	89-12	90-12	91-12	92-12	93-12	94-12	95-12	96-12	97-12	98-12	99-12	100-12
納税番号	住所	1-13	2-13	3-13	4-13	5-13	6-13	7-13	8-13	9-13	10-13	11-13	12-13	13-13</																																																																																							

別記第29号様式を次のように改める。
別記第29号様式（第48の2条関係）

年度 不動産取得税家屋評価調書

起算 平成 年 月 日

下記のとおり評価したので価格及び税額を決定してよろしいか

カード所管	課税期月	納税者番号	整理番号	枚数
A11				

不動産価格決定の送付年月日（平成 年 月 日）

住所 コード	番地	方書	課税額(円)	税 額(円)
電話番号	表示 位置	代表者特分 (分子)	税率	
漢字 氏名	カナ 氏名	代表者特分 (分母)	3%	
共有者		共有 者数	4%	
			計	

項 番	取得 日	取得 事由	建物 用途	コード	主体 構造	コード	延床面積 (㎡)	階層	住居面積 (㎡)	再建築 ポイント数	1点 価格	価 格 (円)	単価 (円)	住居面積 (㎡)	物件所在地 (地番)	所在地コード	戸 数	特 分 上 の 免 脱 点 数	調 査 番 号
								地上 地下											

項 番	控除事由	コード	税率	控除額(円)	申告書 受付日

12 13 14 15 16

7 8 9 10 11

備考

別記第29号の2様式を次のように改める。
別記第29号の2様式（第48条の2関係）

年度不動産取得税入力表（原始取得・県評価）

カド	所管	課税期日	納税者番号	整理番号	校番
A1					

1	住所 コード	住所	番地	方書	課税課税額(円)
	電話番号	個法 区分	表示 位置	代表者特分 (分子)	税率
	漢字 氏名	組織 区分	力 氏名	代表者特分 (分母)	3.0%
				共有 者数	4.0%
					計

2	取得日	取得事由	コード	建物 用途	コード	主体 構造	コード	屋根 区分	コード	階層 地上/下	延床面積 (㎡)	住居面積 (㎡)	再建築 特約点数	1点 価格	価 値 (円)	単価 (円)	住居価格 (円)	物件所在地 (地番)	所在地 コード	戸 数	持分 割合	
3																						
4																						
5																						
6																						

7	控除事由	コード	税率	控除額(円)	申告書 受付日
8					
9					
10					
11					

備考

12	減額事由	コード	税率	減額(円)	申告書 受付日
13					
14					
15					
16					

別記第29号の3様式を次のように改める。
 別記第29号の3様式（第51条関係）

不動産価格決定内容書

整理番号	枝番

住所	番地				方書		課税地	税率	課税標準額(円)	税 額(円)
個法区分	組織区分	表示位置	代表者持分(分)	代表者持分(分)	共有者数			3%		
漢字氏名				カ ナ 氏 名				4%		
共有者	計									

項番	取得日	取得事由	建物用途	主体構造	階層	延床面積(m ²)	住居面積(m ²)	再建築率点数	1点価格	価 格(円)	㎡単価(円)	住居価格(円)	物件所在地	家屋調査番号

項番	控除事由	控除額(円)	申告書 受付日	減額事由	減 額(円)	申告書 受付日	備考

別記第30号様式を次のように改める。
別記第30号様式（第52条、第53条関係）

決 裁									

不 動 産 取 得 税 賦 課 決 定 決 議 書

次のとおり賦課決定してよろしいか伺います。

なお、御決裁のうへは、別紙（案）により施行してよろしいか併せて伺います。

起案日	年	月	日	決裁日	年	月	日	調定(通知)日	年	月	日	文書番号	
納税義務者	住所												
	氏名												
納税者番号				課税(予定)期月				取得区分					
通知書番号				申告年月日				共有者数					
区 分				課税標準額(円)				調 定 額(円)					
前回決定(予定)額 ①													
今 回 決 定 内 容	変 更 の 額②												
	決 定 額③=①+②												
	徴 収 猶 予 額												
	徴 収 猶 予 期 限												
賦 課 決 定 の 内 訳	減 額 等 の 種 類			根 拠 法 令 等			課税標準額の減(円)			税額の減(円)			
	合 計												
賦 課 決 定 の 対 象	物 件 所 在 地							地目又は建物用途			地積又は延床面積		
備 考													

別記第31号様式を次のように改める。
別記第31号様式 削除

別記第33号様式を次のように改める。
 別記第33号様式（第54条、第54条の2関係）

決裁								

県たばこ税更正・決定決議書

起案日 年 月 日
 決裁日 年 月 日
 通知日 年 月 日
 指定納期限 年 月 日

別添明細書のとおり課税標準、税額を（再）更正・決定し、加算金を決定してよろしいか。
 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか併せて伺います。

納税者番号								
納税義務者		住所（所在地）						
		氏名（名称）						
参 考								
本 税 (本)	本 数	区 分	再更正・更正・決定額等		既に納付の確定した額等		差引過不足	
			旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品		
		課税標準数量 ①					本 数 (本)	
		課税免除本数 ②					旧3級品以外	
	返還控除本数 ③							
	差引 ①-②-③					旧3級品		
	税 額	税 額 ④					税 額 (円)	
		課税免除税額 ⑤						
返還控除金額 ⑥						⑨=⑦-⑧		
(円)	差引 ④-⑤-⑥	(旧3級品以外+旧3級) ⑦		(旧3級品以外+旧3級) ⑧				
加 算 金	区 分	対象税額 (円)	率 (%)	加算金額 (円)	既納付確定額 (円)	差引過不足額 (円)	納付すべき合計額	
	過少申告加算金					⑩		
	(加重対象分)					⑪		⑨+⑩+⑪+⑫+⑬
	不申告加算金					⑫		(円)
	重加算金					⑬		
件数		根拠法令						
備考								

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第 33 号様式の次に次の 1 様式を加える。
別記第 33 号の 2 様式（第 54 条、第 54 条の 2 関係）

県たばこ税更正・決定明細書

実績年月	納税者番号		住所（所在地）				
	納税義務者		氏名（名称）				
本 税 (本)	区分	再更正額・更正額・決定額等		既に納付の確定した額等		差引過不足	
		旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品		
	本数	課税標準数量 ①				本数 (本)	
		課税免除本数 ②				旧3級品以外	
		返還控除本数 ③				旧3級品	
	税額	差引 ①-②-③				旧3級品	
		税 額 ④				税 額 (円)	
		課税免除税額 ⑤					
		返還控除金額 ⑥				⑨=⑦-⑧	
		(円) 差引 ④-⑤-⑥	(旧3級品以外+旧3級) ⑦	(旧3級品以外+旧3級) ⑧			
	加算金	区分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)
		過少申告加算金 (加重対象分)				⑩	納付すべき額
		不申告加算金				⑪	
加重加算金					⑫	⑨+⑩+⑪+⑫+⑬	
重加算金					⑬		
調査日	申告書提出期限		根拠法令		(円)		
更正請求日	申告書提出日						
本 税 (本)	区分	再更正額・更正額・決定額等		既に納付の確定した額等		差引過不足	
		旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品		
	本数	課税標準数量 ①				本数 (本)	
		課税免除本数 ②				旧3級品以外	
		返還控除本数 ③				旧3級品	
	税額	差引 ①-②-③				旧3級品	
		税 額 ④				税 額 (円)	
		課税免除税額 ⑤					
		返還控除金額 ⑥				⑨=⑦-⑧	
		(円) 差引 ④-⑤-⑥	(旧3級品以外+旧3級) ⑦	(旧3級品以外+旧3級) ⑧			
	加算金	区分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)
		過少申告加算金 (加重対象分)				⑩	納付すべき額
		不申告加算金				⑪	
加重加算金					⑫	⑨+⑩+⑪+⑫+⑬	
重加算金					⑬		
調査日	申告書提出期限		根拠法令		(円)		
更正請求日	申告書提出日						
本 税 (本)	区分	再更正額・更正額・決定額等		既に納付の確定した額等		差引過不足	
		旧3級品以外	旧3級品	旧3級品以外	旧3級品		
	本数	課税標準数量 ①				本数 (本)	
		課税免除本数 ②				旧3級品以外	
		返還控除本数 ③				旧3級品	
	税額	差引 ①-②-③				旧3級品	
		税 額 ④				税 額 (円)	
		課税免除税額 ⑤					
		返還控除金額 ⑥				⑨=⑦-⑧	
		(円) 差引 ④-⑤-⑥	(旧3級品以外+旧3級) ⑦	(旧3級品以外+旧3級) ⑧			
	加算金	区分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)
		過少申告加算金 (加重対象分)				⑩	納付すべき額
		不申告加算金				⑪	
加重加算金					⑫	⑨+⑩+⑪+⑫+⑬	
重加算金					⑬		
調査日	申告書提出期限		根拠法令		(円)		
更正請求日	申告書提出日						

(注) この様式中不要の文字は、用途に従い抹消すること。

別記第34号様式を次のように改める。
別記第34号様式 削除

別記第36号様式を次のように改める。
別記第36号様式（第58条、第60条関係）

決 裁							

ゴルフ場利用税更正・決定決議書

起案日 年 月 日
 決裁日 年 月 日
 通知日 年 月 日
 指定納期限 年 月 日

別添明細書のとおり課税標準、税額を（再）更正・決定し、加算金を決定してよろしいか。
 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか併せて伺います。

納税者番号								
特別徴収義務者	住所（所在地）							
	氏名（名称）							
ゴルフ場	所在地							
	名称							
参 考								
本 税	区分	再更正・更正・決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足
		課税標準（人）	税率（円）	税 額（円）	課税標準（人）	税率（円）	税 額（円）	
	一般	内訳						課税標準 (①-③) (人)
								税 額 (②-④) (円)
			計 ①		②		③	④
	軽減	内訳						課税標準 (⑤-⑦) (人)
								税 額 (⑥-⑧) (円)
			計 ⑤		⑥		⑦	⑧
		合計			⑨=②+⑥		⑩=④+⑧	税 額 ⑩=(⑨-⑩) (円)
	加算金	区分	対象税額(円)	率 (%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき 合計額 ⑪+⑫+⑬+⑭+⑮ (円)
過少申告加算金 (加重対象分)						⑫		
不申告加算金						⑬		
重加算金						⑭		
件数		根拠 法令						
備考								

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第36号様式の次に次の3様式を加える。
別記第36号の2様式（第58条、第60条関係）

ゴルフ場利用税更正・決定明細書

実 年 月	納税者番号		運営形態						
	ゴルフ場名称								
	ゴルフ場所在地								
本 税	期 間 上段：更正等分 下段：既確定分	区 分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足
			課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	
		一般						課税標準 (人)	
		軽減						一般 (①-④)	
		一般						軽減 (②-⑤)	
		軽減						税 額 ⑦=(③-⑥)	
		計	一般	①	③	④	⑥	(円)	
			軽減	②		⑤			
	加 算 金	区 分		対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額
		過少申告加算金 (加重対象分)						⑧	⑦+⑧+⑨+⑩+⑪
不申告加算金						⑨			
重加算金						⑩	(円)		
						⑪			
調 査 日		申告書提出期限		根拠法令					
更正請求日		申告書提出日							
本 税	期 間 上段：更正等分 下段：既確定分	区 分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足
			課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	
		一般						課税標準 (人)	
		軽減						一般 (①-④)	
		一般						軽減 (②-⑤)	
		軽減						税 額 ⑦=(③-⑥)	
		計	一般	①	③	④	⑥	(円)	
			軽減	②		⑤			
	加 算 金	区 分		対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額
		過少申告加算金 (加重対象分)						⑧	⑦+⑧+⑨+⑩+⑪
不申告加算金						⑨			
重加算金						⑩	(円)		
						⑪			
調 査 日		申告書提出期限		根拠法令					
更正請求日		申告書提出日							
本 税	期 間 上段：更正等分 下段：既確定分	区 分	再更正額等、更正額等、決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足
			課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	課税標準(人)	税率(%)	税額(円)	
		一般						課税標準 (人)	
		軽減						一般 (①-④)	
		一般						軽減 (②-⑤)	
		軽減						税 額 ⑦=(③-⑥)	
		計	一般	①	③	④	⑥	(円)	
			軽減	②		⑤			
	加 算 金	区 分		対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額
		過少申告加算金 (加重対象分)						⑧	⑦+⑧+⑨+⑩+⑪
不申告加算金						⑨			
重加算金						⑩	(円)		
						⑪			
調 査 日		申告書提出期限		根拠法令					
更正請求日		申告書提出日							

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第36号の3様式（第58条、第60条関係）

決 裁								

起 案 日 年 月 日
 決 裁 日 年 月 日
 通 知 日 年 月 日
 指 定 納 期 限 年 月 日

ゴルフ場利用税更正・決定決議書

別添明細書のとおり課税標準、税額を（再）更正・決定し、加算金を決定してよろしいか。
 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか併せて伺います。

記

納税者番号	
特別徴収義務者	住所（所在地）
	氏名（名 称）
ゴルフ場	所 在 地
	名 称

参 考

区分	ホール 利用数	再更正・更正・決定額等			既に納入の確定した額等			差引過不足
		課税標準（人）	税率（円）	税 額（円）	課税標準（人）	税率（円）	税 額（円）	
本 税	9	/	/	/	/	/	/	課税標準 (①-③)
	18							(円)
	27							
	36							
	45							
	54							
	計							①
軽 減	9	/	/	/	/	/	/	課税標準 (⑤-⑦)
	18							(円)
	27							
	36							
	45							
	54							
	計							⑤
計		⑨=②+⑥		⑩=④+⑧	税 額 ⑩=(⑨-⑩)	(円)		
加算金	区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入（付）すべき 合計額 ⑪+⑫+⑬+⑭+⑮ (円)	
	過少申告加算金					⑫		
	(加重対象分					⑬		
	不申告加算金					⑭		
	重加算金					⑮		
件 数		根 拠 令						
備 考								

(注)この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第81号様式を次のように改める。
 別記第81号様式（第100条、第119条関係）

決 裁								

軽油引取税更正・決定決議書

起 案 日 年 月 日
 決 裁 日 年 月 日
 通 知 日 年 月 日
 指 定 納 期 限 年 月 日

別添明細書のとおり課税標準量、税額を（再）更正・決定し、加算金を決定してよろしいか。
 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか併せて伺います。

納税者番号							
特別徴収義務者 又は納税者	住所（所在地）						
	氏名（名 称）						
参 考							
本 税	区 分	再更正・更正・決定額等	既に納入（付）の確定した額等	差引過不足税額等			
	納 入 税 額 (円)			①			
	納 付 税 額 (円)			②			
	課税標準量 (L)						
加 算 金	区 分	対象税額(円)	率 (%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入（付）すべき 合計額
	過少申告加算金 (加重対象分)					③ ④)	①+②+③+④+⑤+⑥
	不申告加算金					⑤	
	重加算金					⑥	
件数		根拠 法令					
備考							

(注) この様式中不要の文字は、使途に従い抹消すること。

別記第 81 号様式の次に次の 1 様式を加える。
別記第 81 号の 2 様式（第 100 条、第 119 条関係）

軽油引取税更正・決定明細書

対象年月(日) [区分]	納税者番号	特別徴収義務者	住所(所在地)					
		または納税者	氏名(名称)					
納入・納付	本税	再更正額等、更正額等、決定額等		既に納入(付)の確定した額等		差引過不足税額等		
		課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①	
	加算金	区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額 ①+②+③+④+⑤ (円)
		過少申告加算金 (加重対象分					②	
		不申告加算金					③	
		加重加算金					④	
	調査日	申告書提出期限	根拠法令					
	更正請求日 還付免除申請日	申告書提出日						
	納入・納付	本税	再更正額等、更正額等、決定額等		既に納入(付)の確定した額等		差引過不足税額等	
			課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①
加算金		区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額 ①+②+③+④+⑤ (円)
		過少申告加算金 (加重対象分					②	
		不申告加算金					③	
		加重加算金					④	
調査日		申告書提出期限	根拠法令					
更正請求日 還付免除申請日		申告書提出日						
納入・納付		本税	再更正額等、更正額等、決定額等		既に納入(付)の確定した額等		差引過不足税額等	
			課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①
	加算金	区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額 ①+②+③+④+⑤ (円)
		過少申告加算金 (加重対象分					②	
		不申告加算金					③	
		加重加算金					④	
	調査日	申告書提出期限	根拠法令					
	更正請求日 還付免除申請日	申告書提出日						
	納入・納付	本税	再更正額等、更正額等、決定額等		既に納入(付)の確定した額等		差引過不足税額等	
			課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円)	課税標準量 (L)	税 額 (円) ①
加算金		区 分	対象税額(円)	率(%)	加算金額(円)	既納付確定額(円)	差引過不足額(円)	納入(付)すべき額 ①+②+③+④+⑤ (円)
		過少申告加算金 (加重対象分					②	
		不申告加算金					③	
		加重加算金					④	
調査日		申告書提出期限	根拠法令					
更正請求日 還付免除申請日		申告書提出日						

別記第82号様式を次のように改める。
別記第82号様式（第101条関係）

軽油引取税徴収猶予の 承認 一部承認 却 下 通知書			
特別徴収義務者		第 号	
		年 月 日	
	様		
		熊本県 地域振興局長 熊本県熊本県税事務所長	印
年 月 日付けで申請があった軽油引取税の徴収猶予については、次のとおり承認・一部承認・却下したので通知します。			
申 請	実績年月	法定納期限	税 額 (円)
	年 月	年 月 日	
承 認	承 認 期 間		承認額 (円)
却 下	一部承認又は却下する場合の理由		却下額 (円)
教 示	1 この処分について不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により熊本県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求書(2通)は知事あてにして、当地域振興局(県税事務所)を經由して提出してください。		
	2 この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、熊本県を被告として(熊本県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。 なお、この処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、判決を経ないでも提起することができます。 (1) 審査請求があった日から3か月を経過しても判決がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。		

別記第107号の2様式を次のように改める。
 別記第107号の2様式（第121条の4関係）

登 録 号 番 号		申 年 証 年	請 日 月 日	住 所 又 は 所 在 地 氏 名 又 は 名 称	最 終 処 分 場 所 在 地 最 終 処 分 場 名	種 類 重 量 の 測 定	埋 立 処 分 日 開 始 年 月 日	納 番 税 号	者 号

産業廃棄物税特別徴収義務者登録台帳

別記第107号の3様式を次のように改める。
 別記第107号の3様式（第121条の5、第121条の6関係）

決 裁									
<p>産業廃棄物税更正・決定決議書</p> <p style="text-align: right;">起案日 年 月 日</p> <p>別添明細書のとおり課税標準、税額を(再)更正(決定)し、加算金を決定してよろしいか。 なお、御決裁のうえは、次案のとおり通知してよろしいか、併せて伺います。</p> <p style="text-align: center;">記</p>									
納税者番号		◆							
特別徴収義務者 又は納税者	住所又は所在地								
	氏名又は名称								
最終処分場	所在地								
	名称								
参 考									
本 税	区 分		再更正・更正・決定額	既確定額	差引過不足額				
	納 入	課税標準数量(トン)	, .	, .					
		税 額 (円)	, .	, .	①				
	納 付	課税標準数量(トン)	, .	, .					
税 額 (円)		, .	, .	②					
加 算 金	区 分		率(%)	決定額(円) ③	納入(付)すべき額計(円)				
	過 少 申 告 加 算 金			, .	① + ② + ③				
	不 申 告 加 算 金			, .					
		重 加 算 金		, .					
件数	根拠法令								
備考									

(注) この様式中不要の文字は、便途に従い抹消すること。

別記第107号の3様式の附表を次のように改める。
別記第107号の3様式の附表

産業廃棄物税更正・決定明細書

納税者番号							◆								
特別徴収義務者 又は納税者		住所又は所在地													
		氏名又は名称													
最終処分場		所在地													
		名称													
実施月 [区分]		内 訳													
- から - まで []		申告書提出期限				申告書提出日									
		本税		再更正・更正・決定額				既に納入(付)の確定した額				差引過不足額			
				課税標準数量(トン)		税 額(円)		課税標準数量(トン)		税 額(円)		課税標準数量(トン)		税 額(円)①	
		加算金		区 分		率(%)		決定額②		根拠法令					
				過少申告加算金											
不申告加算金								納入(付)すべき額計							
重加算金								①+②							
- から - まで []		申告書提出期限				申告書提出日									
		本税		再更正・更正・決定額				既に納入(付)の確定した額				差引過不足額			
				課税標準数量(トン)		税 額(円)		課税標準数量(トン)		税 額(円)		課税標準数量(トン)		税 額(円)①	
		加算金		区 分		率(%)		決定額②		根拠法令					
				過少申告加算金											
不申告加算金								納入(付)すべき額計							
重加算金								①+②							
- から - まで []		申告書提出期限				申告書提出日									
		本税		再更正・更正・決定額				既に納入(付)の確定した額				差引過不足額			
				課税標準数量(トン)		税 額(円)		課税標準数量(トン)		税 額(円)		課税標準数量(トン)		税 額(円)①	
		加算金		区 分		率(%)		決定額②		根拠法令					
				過少申告加算金											
不申告加算金								納入(付)すべき額計							
重加算金								①+②							
- から - まで []		申告書提出期限				申告書提出日									
		本税		再更正・更正・決定額				既に納入(付)の確定した額				差引過不足額			
				課税標準数量(トン)		税 額(円)		課税標準数量(トン)		税 額(円)		課税標準数量(トン)		税 額(円)①	
		加算金		区 分		率(%)		決定額②		根拠法令					
				過少申告加算金											
不申告加算金								納入(付)すべき額計							
重加算金								①+②							

(注) この様式中不要の文字は、便途に従い抹消すること。

別記第244号様式中「第七条」を「第十九条」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に存する改正前の熊本県税事務取扱規程に規定する様式による用紙は、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

告 示

熊本県告示第40号の2

熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）第2条の2第2項の規定に基づき、熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱を次のように定める。

平成18年1月16日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地方税関係法令等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、熊本県税条例施行規則（昭和30年熊本県規則第4号）第2条の2第2項の規定に基づき、電子情報処理組織を使用した県税の申告及び届出（以下「申告等」という。）についての対象手続及び内容に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）電子署名 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

（2）電子証明書 申告等を行う者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録で、次のアからエまでのいずれかに該当するものをいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成したもの。

イ 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第4条第1項の規定により主務大臣の認定を受けた者が作成したもの

ウ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第3条第1項の規定により都道府県知事が作成したもの

エ アからウまでに掲げるもののほか、これらと同様の機能を有する電磁的記録として知事が定めるもの

（3）税務代理人 税理士法（昭和26年法律第237号）第3条第1項に規定する税理士の資格を有するものをいう。

（4）地方税電子化協議会 地方税電子申告システム（以下「システム」という。）の共同開発及び共同運営等を行うため、都道府県及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市が設立した協議会をいう。

（5）電子情報処理組織 行政機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申告等を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した組織をいう。

（6）法令等 法律及び法律に基づく命令並びに条例及び規則をいう。

2 前項に規定するもののほか、この要綱で使用する用語は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。次条において「情報通信技術利用法」という。）及び熊本県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年熊本県条例第64号。次条において「熊本県情報通信技術利用条例」という。）で使用する用語の例による。

（申告等の指定）

第3条 情報通信技術利用法第3条第1項及び熊本県情報通信技術利用条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して行わせることができる申告等は、別表に掲げる申告等とする。

（事前の届出）

第4条 電子情報処理組織を使用して申告等を行おうとする者は、次に掲げる事項をあらかじめ知事に届け出なければならない。なお、この場合にあっては、当該届出に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて、これらの事項を送信することにより行うこととする。

（1）名称及び所在地

（2）申告等の対象とする手続の範囲

（3）その他参考となるべき事項

2 税務代理人が県以外の地方税電子化協議会参加団体に対して前項の規定による届出を行い、当該参加団体から識別符号（システム利用者を特定するため当該システム利用者

- に当該参加団体の長が付与する符号をいう。以下同じ。)及び暗証符号(システム利用者者を特定する際のセキュリティの確保を目的として当該システム利用者に当該参加団体の長が付与する符号をいう。以下同じ。)の通知を受けているときは、前項の規定は、適用しない。
- 3 知事は、第1項の届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号及び暗証符号を通知し、同項の申告等に利用することができる入出力用プログラムを提供するものとする。
 - 4 前項の識別符号及び暗証符号並びに入出力用プログラムは、地方税電子化協議会参加団体が共同で利用できる標準仕様に基づくものとする。
 - 5 第3項の規定にかかわらず、第1項の届出をした者が本県以外の地方税電子化協議会参加団体から識別符号及び暗証符号の通知を受けている場合は、識別符号及び暗証符号を通知しないものとする。
 - 6 第1項の届出をした者は、同項の届出事項に変更が生じたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出るものとする。
(電子情報処理組織による申告等)
- 第5条 電子情報処理組織を使用して申告等を行う者は、前条第3項の入出力用プログラム又はこれと同様の機能を有するものを用いて、県の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該申告等につき規定した法令等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項並びに同項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、当該申告等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらの情報を送信することにより、当該申告等を行わなければならない。
- 2 前項の申告等が行われる場合において、知事は、当該申告等につき規定した法令等の規定により添付すべきこととされている書面等(この項及び次項において「添付書面等」という。)に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。
 - 3 第1項の申告等が行われる場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、知事がこれに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律(平成11年法律第226号)第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第1項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該指定を受けた者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。
(申告等において氏名又は名称を明らかにする措置)
- 第6条 次に掲げる規定により申告等において記載すべき事項とされた署名等に代わる氏名又は名称を明らかにする措置とは、第4条第3項の規定により通知された識別符号及び暗証符号を入力して、電子情報処理組織を使用して行う申告等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該申告等と併せて送信することをいう。
- (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の35第1項から第3項まで
 - (2) 税理士法第30条、第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項
(手続の細目)
- 第7条 この要綱に定めるもののほか、電子情報処理組織の使用に係る手続に関し必要な事項及び手続の細目については、別に定めるところによる。
- 附 則
この要綱は、平成18年1月16日から施行する。

別表(第3条関係)

番号	申 告 等
1	地方税法第53条第1項、第2項、第4項、第5項、第24項、第26項から第28項まで及び第34項の規定によるこれらの規定の申告書及び書類の提出
2	地方税法第57条第1項の規定による同項の申告書の提出
3	地方税法第72条の25第1項、第8項から第11項まで及び第13項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
4	地方税法第72条の26第1項及び第4項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
5	地方税法第72条の28第1項から第3項までの規定によるこれらの規定の申告書の提出
6	地方税法第72条の29第1項、第2項及び第4項の規定によるこれらの規定の申告書の提出
7	地方税法第72条の30第1項及び第2項によるこれらの規定の申告書の提出
8	地方税法第72条の31第1項から第3項までの規定によるこれらの規定の申告書の提出
9	地方税法第72条の33の規定による同条の申告書の提出
10	地方税法第72条の48第1項の規定による同項の申告書の提出
11	税理士法第30条の規定による同条の書面の提出
12	税理士法第33条の2第1項又は第2項の規定によるこれらの規定の書面の添付
13	熊本県税条例施行規則第19条の6の3の規定による法人等の設立異動届出書の提出

